令 和 5 年 監査結果に基づき知事等が講じた措置 (第1回)

東京都監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和2年定例監査、令和3年定例監査、令和2年度公営企業各会計決算審査、令和4年定例監査、令和4年工事監査、令和3年度各会計歳入歳出決算審査、令和4年財政援助団体等監査及び令和3年・令和4年行政監査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年6月6日

東京都監査委員 伊藤ゆう

同 伊藤 こういち

同 茂垣之雄

同 岩 田 喜美枝

同 松 本 正一郎

目 次

第1	措 置 の 概 要
第2	通知の内容
	措置通知一覧 · · · · · · · · · · · · · · · · · 9
	令和2年定例監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
	令和3年定例監査 · · · · · · · 19
	令和2年度公営企業各会計決算審査・・・・・・・・・・・・20
	令和 4 年定例監査 · · · · · · 2 1
	令和 4 年工事監査 · · · · · · · 2 7
	令和3年度各会計歳入歳出決算審査・・・・・・・・・・・・43
	令和4年財政援助団体等監査・・・・・・・・・・・・・・・・・44
	令和3年·令和4年行政監査······72

第1 措置の概要

東京都監査委員は、各種監査等で指摘又は意見・要望した事項について、監査後、指摘等を受けた知事等関係機関がどのような措置を行っているか報告を求め、年2回、講じた措置内容の通知を受けている。

令和5年監査結果に基づき知事等が講じた措置(第1回)は、知事等関係機関が令和4年10月から令和5年4月までに講じた措置内容について取りまとめたものであり、措置 状況は表1及び表2のとおりである。

今回は、措置対象375件から前回までに措置済みとなっている245件を差し引いた130件のうち、104件(指摘:96件、意見・要望:8件)が改善された。残る26件については、改善中である。

また、今回措置済みとなった案件の措置区分別件数(措置区分が複数含まれる案件について該当する措置区分を全て計上)は、表3のとおりである。

事務処理等の改善など、是正・改善措置50件、ルール・体制の構築など、再発防止の 取組168件、合計218件の改善措置が講じられた。

改善措置としては、主に次のようなものがある。

- ・ 過大に交付した補助金の返還
- 業務フローの見直しやチェックリストの作成など、マニュアル等の改善

当報告書に記載されている事例を参考に、適切な内部統制の構築と運用に取り組み、全庁共通して発生し得る課題や、繰り返し起こり得る問題点について、実効性のある再発防止策が講じられることを期待する。

また、知事等関係機関が講じた措置内容を公表することにより、都事業に対する都民の 理解促進に寄与することができれば幸いである。

監査 実施年	監査種別	監査実施 期 間	結果内訳	措置対象	措置済	今回通知	改善中
夫他午		. , .	指摘	A	В	C	A- (B+C)
令和	定例監査	令和 2.1.7 ~	意見・要望	69 7	68 7	1	0
2年	足列監 重	~ 令和 3. 1. 28	息允 安主	76	75	1	0
			指摘	70	69	1	0
	定例監査	令和 3. 1. 12 ~	意見・要望	4	1	1	2
令和	C11	令和 4.1.27	計	74	70	2	2
3年		令和 3. 6. 1	指摘	2	1	_	1
	公営企業各会計	~ ↑ ↑ ↑ · · · · · · · · · · · · · · · ·	意見・要望	2	1	1	0
	決算審査	令和 3.9.7	計	4	2	1	1
		令和 4.1.6	指 摘	92	72	8	12
	定例監査	~	意見・要望	3	1	1	1
		令和 4.9.6	計	95	73	9	13
		令和 4.1.11	指 摘	27	_	26	1
	工事監査	~	意見・要望	1	_	1	0
		令和 5.1.12	計	28	_	27	1
		令和 4.6.1	指 摘	3	2	_	1
	公営企業各会計 決算審査	~	意見•要望			_	
令和	八异省 且	令和 4.9.6	計	3	2	_	1
4年		令和 4.7.11	指 摘	25	23	2	0
	各会計歳入歳出 決算審査	~	意見•要望	_		_	
	八升 田 旦	令和 4.9.6	計	25	23	2	0
		令和 4.9.5	指 摘	50		46	4
	財政援助団体等監査	~	意見•要望	8	_	4	4
		令和 5.2.3	計	58	_	50	8
		令和 3. 12. 20	指 摘	12	_	12	0
	行政監査	~	意見・要望	_	_	_	_
		令和 5.2.10	計	12	_	12	0
			指 摘	350	235	96	19
	合	 +	意見・要望	25	10	8	7
			計	375	245	104	26

(表2) 各実施年の監査の改善率

(単位:件、%)

監査実施年	結果内訳	措置件数 A	措置済 B	今回 措置対象 C	今回通知 D	改善率 (B+D)/A×100	改善中 C-D
	指摘	111	110	1	1	100	0
令和2年	意見・要望	13	13	_	-	100	0
	計	124	123	1	1	100	0
	指摘	117	115	2	1	99. 1	1
令和3年	意見・要望	10	6	4	2	80. 0	2
	計	127	121	6	3	97. 6	3
	指摘	209	97	112	94	91.4	18
令和4年	意見・要望	12	1	11	6	58. 3	5
	計	221	98	123	100	89. 6	23

(表3) 監査種別ごとの措置区分別件数

(単位:件)

										(-	単位:件)
		監査種別	令和	令	和			令和			計
			2年	3	年			4年			
措置	区分	}	定例	定例	公営企業 各会計 決算審査	定例	工事	各会計 歳入歳出 決算審査	財政援助団体等	行政	
	ア	返還・戻入等	_	_	_	_	1	_	18	_	19
)	返・ 戻八寺	_	_	_	_	1	_	18	_	19
	イ	財産・物品	<u>—</u>	_	_	3	_	_	2	_	5
1		管理	_	_	_	3	1	_	2	_	6
是正・	ウ	会計処理	1	_	1	_	_	1	1	_	4
・改善措置	<i>'</i>	云可处理	1	_	1	_	_	2	1	_	5
置	エ	事務処理等	_	_	_	2	3	_	8	4	17
	_	事伤处理等	_	_	_	2	5	_	9	4	20
		小計	1	_	1	5	4	1	29	4	45
		\1,1	1	_	1	5	7	2	30	4	50
	ア	要綱等の	_	_	_	_	_	_	2	_	2
		制定・改正	_	_	_	_	1	-	4	_	5
	イ	契約・仕様等の	_	2	_	3	_	—	3	3	11
2 亩		見直し	_	2	_	3	_	_	5	3	13
再発防止	ウ	ルール・体制	_	_	_	1	8	_	12	4	25
止の取組		の構築	1	_	1	5	14	-	35	5	61
組	工	研修等の実施	_	_	_	_	15	1	4	1	21
		明ドサツ大旭	_	1	_	7	27	2	40	12	89
		小計	_	2	_	4	23	1	21	8	59
		√1,□1	1	3	1	15	42	2	84	20	168
		合 計	1	2	1	9	27	2	50	12	104
		н п	2	3	2	20	49	4	114	24	218

(注1) 措置区分の具体的事項は、別注のとおり

(注2) 上段(網掛あり): 措置区分のうち主なものを一つ選定した場合の数値

下段(網掛なし):措置区分が複数含まれるものを全て選定した場合の数値

(別注) 措置区分の具体的事項

	措置区分	主な事項
1 是	正・改善措置	
ア	返還・戻入等	過大交付した補助金、過大支出した契約代金等が返還されたもの 都税、使用料等の債権を追加徴収したもの
1	財産・物品管理	土地・建物、物品等の管理状況を改善したもの 土地・建物、物品等の占用・使用許可手続を是正したもの 工作物、設備、物品等を修理・交換したもの
ウ	会計処理	決算関係書類の計数を修正したもの 財産に関する調書への登載誤りを修正したもの 調定登録されていなかった歳入を適正に処理したもの 科目又は年度を誤って歳出処理したものを是正したもの
工	事務処理等	法令等に基づいた事務手続に是正したもの 契約中の工事、事業内容等を是正したもの マニュアル等に基づいた債権管理を行うよう是正したもの 事務処理等をより効果的・効率的な内容に改善したもの
2 再	発防止の取組	
ア	要綱等の制定 ・改正	要綱、指針、基準等を新たに制定・改正したもの
1	契約・仕様等 の見直し	関連又は類似の契約に係る工事、事業内容等を是正したもの 特記仕様書等への記載事項を見直したもの 報告書等の様式を改めたもの
ウ	ルール・体制 の構築	事務処理ルール、マニュアル等を改善又は新たに構築したもの 委員会、プロジェクトチーム等を新たに設置したもの 情報共有・チェック機能を強化したもの
工	研修等の実施	関係職員に対し研修を実施したもの 関係職員を既存の研修に参加させたもの 会議、通知等により監査結果を周知し、再発防止を注意喚起した もの

1 主な措置事例

トンネル換気塔の外壁パネルについて、剥落の予防に必要な維持補修を行うとともに、日常巡回及び定期点検で確認することとしたもの

p. 22 港湾局 No. 8 (令和 4 年定例監査)

指摘の概要

港湾局は、臨海トンネル換気塔のステンレス鋼板製外壁パネルが剥落したため、 工事により、新造の外壁パネルと交換した。

剥落の原因について、局が受注者に確認したところによると、躯体にパネルを固定するボルトの抜け、ゆるみが原因とのことであった。

換気塔は平成11年にしゅん工したもので、20年以上が経過しているため、他のパネルの固定についてもボルトの抜け、ゆるみ等について点検するとともに、剥落の原因を調査した上で、予防に必要な維持補修を行うべきであるが、局はこれらを行っていなかった。

そこで、道路や航路の安全等に配慮し、外壁パネルの剥落について、予防策を講じるよう求めた。

措置の概要

局は、外壁パネルの点検及びボルトにゆるみがあった場合の増し締めを行った。 施設に異常がないかを日常的に巡回して確認するとともに、合いマーク(ボルト のゆるみを目視するためにつけたマーク)の状態を定期点検でチェックするとした。

特殊人孔の管きょ開口部の構造計算を再度行い、鉄筋径を当初より太くする構造に変更したもの

p. 38 下水道局 No. 36 (令和 4 年工事監査)

指摘の概要

下水道局は、特殊人孔(大きなマンホール)を設置する工事を行っている。

手引では、特殊人孔の管きょ開口部の設計に当たっては、開口部同士の間隔が狭い場合、間に挟まれた壁の断面力(外力に抵抗する構造部材内部に生じる力)を算定することとしている。しかし、設計図面や構造計算について見ると、手引に基づいた断面力の算定をしていなかった。監査を受けて検証した結果、開口部周辺に設置された鉄筋量が不足し、補強鉄筋の径を太くするなどの対策が必要であることが判明した。

そこで、特殊人孔における管きょ開口部の構造計算を適正に行うよう求めた。

措置の概要

局は、特殊人孔の管きょ開口部の構造計算を再度行い、鉄筋径を当初より太くする構造に変更した。

また、設計図書を確認する際のチェックリストに、特殊人孔の管きょ開口部の設計が手引に準じているか確認する項目を追加し、職場研修等を通じて、再発防止を図った。

過大に交付した補助金の返還を受けるとともに、補助金制度に係る保育施設への説明方法を改善したもの

 $p.47\sim52$ 社会福祉法人等・福祉保健局 No. $50\sim57$ (令和 4 年財政援助団体等監査) 指摘の概要

保育施設を運営している社会福祉法人等の団体に対して交付している東京都保育 サービス推進事業補助金について、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業等 に対する加算において対象者の人数算定を誤ったことなどにより、8団体に対し補 助金が過大に交付されていた。

そこで、各団体に対し、過大に交付された補助金について、返還を求めた。

措置の概要

過大に交付した補助金について、各団体から返還を受けた。

局は、補助制度に係る団体向けの説明資料を、より要点を確認しやすいものに改善し、配布した。また、加算項目ごとに保管が必要となる根拠資料を一覧表にまとめ、ホームページに掲載した。

加えて、本事業の制度説明や実績報告書の作成方法などの説明をインターネットで配信し、より多くの保育施設の担当者が確認できるようにした。

駐車可能台数の相違により生じた駐車料金等の不足分の追加支払を受けるとともに、駐車料金等のあん分基準について定期的に確認を行うことで再発防止を図ったもの

p. 65 株式会社東京交通会館・交通局 No. 83 (令和 4 年財政援助団体等監査) 指摘の概要

株式会社東京交通会館は、交通会館ビル内の駐車場を交通局と区分所有し、駐車料金収入等の管理業務を局から受託している。駐車料金等は、賃貸管理業務の細目で定められた会社・局の駐車可能台数の割合により、あん分した額とされている。

そこで、あん分の基準となる細目における駐車可能台数について確認したところ、 現況と1台分の相違があることが認められた。これにより会社から局に対し、追加 支払が必要な状況となっていた。このような状況が生じたのは、細目改定時の協議 の際に、会社及び局の双方の確認が不十分であったこと、その後も現地の台数との 差異が確認されなかったことなどによるものである。

そこで、会社及び局は駐車料金の精算を行うとともに、細目等の改定の際には改定内容を確認し、算定上重要な要素である駐車可能台数の確認を定期的に行うよう求めた。

措置の概要

会社及び局は、細目における駐車可能台数を改正し、駐車料金等の精算を行い、局は会社から追加支払を受けた。

また、会社及び局は、契約改定時の業務フローを見直した。加えて、局はチェックリストを作成し、それを活用して、定期的に現地を確認することとした。

駐車場における表示を利用者の視点を重視して追加したもの

p. 71 建設局 No. 92 (令和 4 年財政援助団体等監査)

意見・要望の概要

大規模改修を終え、再開場した八重洲駐車場の地下のトイレについて、監査日現在、他の駐車場にあるような歩行者通路等からの認識が容易な壁面から張り出した表示板等がないため、トイレの正面まで行かなければ見つけることが困難な状況だった。

そこで、建設局に対し、施設設置者として利便性・安全性等の側面から、施設の 表示や案内表示の確認をするなど、利用者の視点を重視した表示について検討・対 応するよう要望した。

措置の概要

局は、天井から吊るされた既設の施設案内表示などにトイレの表示を追加した。 また、指定管理者の施設点検において、利用者視点を重視した確認を行うことと した。

一般廃棄物の収集運搬委託契約において、近接した地域では同一の仕様書と し、統一した予定単価を用いること等により、積算を適切に行うこととしたもの

p. 73 福祉保健局 No. 94 (令和3年・令和4年行政監査)

指摘の概要

福祉保健局は、宿泊療養施設から出る一般廃棄物の収集運搬を委託している。

この委託契約の予定単価について見たところ、仕様内容や想定排出量が同じであり、同一部署で同一日に起案しているにもかかわらず予定単価に大きな差が生じている事例など、予定単価が異なる合理的な理由が認められず、経済的な積算とはいえない状況が複数認められた。

そこで、一般廃棄物収集運搬委託契約について、積算に関する資料や記録を残した上で、予定単価を適切に積算するよう求めた。

措置の概要

局は、一般廃棄物収集運搬委託契約において、近接した施設で同じ仕様内容のものは同一の仕様書によることとし、統一した予定単価による積算を行った。

加えて、積算の根拠資料を残し予定単価を適切に積算するよう、通知文により指示することで、再発防止の徹底を図った。

第2 通知の内容

監査結果に基づき、今回、知事等から受けた措置通知の一覧は表4(監査種別) 及び表5(指摘区分別)のとおりであり、表4及び表5の頁欄記載のページに、監査結果の要約及び講じた措置の概要を掲載している。

なお、表 4 、表 5 及び個別の概要にある「措置区分」は、 5 ページ別注の番号記号に対応しており、措置区分のうち主なものには◎を、その他、該当するものには○を付けている。

また、措置区分が2(再発防止の取組)にのみ該当するものについては、指摘事項、意見・要望事項に係る契約等は既に終了しているため、今後、同一又は類似の事業、工事等を実施する際の再発防止策を講じたものである。

(表4) 措置通知一覧(監査種別)

				措置区分						
番号	対象局(団体)	事項		-	1			2		頁
			ア	イ	ウ	エ	ア	1	ウェ	
令和	口2年定例監査									
【指	摘事項】									
1	福祉保健局	建設仮勘定に関する適正かつ速やかな会計処理を行うための体 制を整備すべきもの			0			(\bigcirc	18
令和	13年定例監査									
【指	摘事項】									
2	福祉保健局	個別フォローアップ業務等の変更に係る手続を適正に行うべき もの					(0	С	19
【意	見・要望事項】									
3	福祉保健局	安否確認システムに関する契約の契約方法等の見直し検討について					(0		19
令和	口2年度公営企業各会	計決算審査								
【意	見・要望事項】									
4	交通局	貸倒引当金に係る注記の記載について			0			(\bigcirc	20
令和	14年定例監査									
【指	摘事項】									
5	建設局	(単価契約工事について)河川維持工事単価契約の指示手続が 適正に行われるよう運用を改めるべきもの						(O	21
6	建設局	(単価契約工事について 特殊製品組合せ費について) 工種を 設定し単価を定めるべきもの				0			С	21
7	建設局	(単価契約工事について 特殊製品組合せ費について) 想定できる労務費については工種を設定し単価を定めるべきもの				0			С	22
8	港湾局	臨海トンネル換気塔の外壁パネルの剥落について予防策を講じ るべきもの		0				(0	22
9	東京消防庁	(映像位置情報共有システムについて) 災害活動時の活用方法 を示し災害活動や訓練等での積極的な活用を周知すべきもの					(0	С	23
10	教育庁	(消防用設備等の維持管理について)適正な消火器を設置すべ きもの		0					С	23
11	教育庁	(消防用設備等の維持管理について)消火器の適正な設置、避 難経路の確保を行い、消防用設備等を適切に管理すべきもの		0				(00	24

			措置区分							
番号	対象局(団体)	事項	1					2		頁
,			ア	イ	ゥ	T	ア・	イウ	エ	
12	教育庁	建物清掃委託業務について適切な履行確認及び支出を行うべき もの					(9 C	\bigcirc	25
【意	見・要望事項】					<u> </u>				
13	産業労働局	都立職業能力開発センター・校に配備するファクシミリの賃借 について					(9 C		26
令和	14年工事監査							•	<u> </u>	
【指	摘事項】									
14	財務局	型枠工の積算を適正に行うべきもの						0	\bigcirc	27
15	生活文化スポーツ局	建物管理業務の報告について受託者を適切に指導・監督すべきもの							0	27
16	住宅政策本部	土留工の施工管理を適切に行うべきもの							0	28
17	環境局	補強コンクリートブロック造建築物の施工管理を適切に行うべきもの		\bigcirc					0	29
18	産業労働局	建築工事における擁壁の設計及び施工を適切に行うべきもの				0		С	0	30
19	中央卸売市場	鋼矢板撤去の単価設定を適正に行うべきもの							0	31
20	中央卸売市場	ポンプオーバーホールの施工管理を適切に行うべきもの						С	0	31
21	建設局	園路舗装の積算を適正に行うべきもの						С	0	32
22	建設局	地下歩道改修工事における諸経費の積算を適正に行うべきもの						С	0	32
23	建設局	既設橋の伸縮装置の施工管理を適切に行うべきもの							0	33
24	建設局	ガラス工事の品質管理を適切に行うべきもの	0					С	\circ	33
25	港湾局	転落防止柵の単価設定を適正に行うべきもの						0	\bigcirc	34
26	港湾局	外部手すりの単価設定を適正に行うべきもの							0	34
27	港湾局	船舶における作業員の安全対策について受注者を適切に指導・ 監督すべきもの							0	34
28	港湾局	蓄電池設備の設置に係る手続を適正に行うべきもの						0	\bigcirc	35
29	東京消防庁	杭工事の単価設定を適正に行うべきもの						0	\bigcirc	35
30	東京消防庁	ポンプユニットの積算を適正に行うべきもの						0	\bigcirc	35
31	東京消防庁	充填材の積算を適正に行うべきもの						0	\bigcirc	36
32	交通局	開口部における安全対策について受注者及び工事監理業務受託 者を適切に指導・監督すべきもの							0	36
33	水道局	(浄水場関連施設の工事について)施工条件の明示を適切に行 うべきもの							0	37
34	水道局	(浄水場関連施設の工事について)外壁タイル張りの単価設定 を適正に行うべきもの							0	37
35	水道局	コンクリート工の施工管理について受注者を適切に指導・監督 すべきもの							0	38
36	下水道局	特殊人孔における管きょ開口部の構造計算を適正に行うべきもの				\bigcirc		С	0	38
37	下水道局	コンクリート工事の積算を適正に行うべきもの				\bigcirc	\dagger	0		39
38	下水道局	工事監理等委託料の算定基準を適切に改定すべきもの				0	\bigcirc	\dagger	\bigcirc	40
39	教育庁	危険物の取扱いに関する施工管理を適正に行うべきもの						0		41
【意	見・要望事項】	•						1		
40	港湾局	防災船着場の照明設計におけるガイドラインの見直しについて				0			\bigcirc	42

			措置区分						T		
番号	対象局(団体)	事項			1			2	2		頁
			ア	1	ゥ	エ	ア	イ	ゥ	エ	
令和	13年度各会計歳入歳	出決算審査									
【指	摘事項】										
41	教育庁	調定額及び収入未済額が過小計上となっているもの			0					\bigcirc	43
	教育庁	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの			\bigcirc					0	43
-	14年財政援助団体等	監査									
【指	諸事項】				1						
43	総務局(東京都公立大学法人)	契約変更手続を適切に行うべきもの							\bigcirc	0	44
44	総務局(東京都公立大学法 人)	要望を適切に把握し計画的に工事を行うべきもの							0	\bigcirc	44
45	生活文化スポーツ局(学校法 人愛国学園)	私立学校経常費補助金を返還すべきもの	0						\bigcirc		45
46	生活文化スポーツ局(学校法 人桃園学園)	私立学校経常費補助金を返還すべきもの (ア)	0						\bigcirc		45
47	生活文化スポーツ局(学校法 人松かぜ学園)	私立学校経常費補助金を返還すべきもの (イ)	0						\bigcirc		46
48	生活文化スポーツ局(学校法 人科学技術学園)	私立通信制高等学校経常費補助金を返還すべきもの	0						0		46
49	都市整備局(株式会社多摩 ニュータウン開発センター)	契約事務規程に基づき予定価額を設定すべきもの								0	47
50	福祉保健局(社会福祉法人こばと会)	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの (ア)	0						\bigcirc	\bigcirc	47
51	福祉保健局(社会福祉法人紫峰会)	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの(イ)	0						\bigcirc	\bigcirc	48
52	福祉保健局(社会福祉法人清 心福祉会)	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの(ウ)	0						\bigcirc	\bigcirc	49
53	福祉保健局(社会福祉法人妙 泉会)	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの (エ)	0						\bigcirc	\bigcirc	50
54	福祉保健局(社会福祉法人や すらぎ会)	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの (オ)	0						\bigcirc	\bigcirc	50
55	福祉保健局(社会福祉法人六 踏園)	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの(カ)	0						\bigcirc	\bigcirc	51
56	福祉保健局(社会福祉法人わらしこの会)	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの (キ)	0						0	\bigcirc	51
57	福祉保健局(ベルカント保育 園)	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの(ク)	0						\bigcirc	\bigcirc	52
58	産業労働局(公益財団法人東 京都環境公社)	業務の実施状況に応じた契約変更を適切に行うとともに、過大 な支出について返還を求めるべきもの	0					\bigcirc			52
59	産業労働局(公益財団法人東 京都農林水産振興財団)	生産品の売上現金の管理を適正に行うべきもの				0			0		53
60	産業労働局(公益財団法人東 京都農林水産振興財団)	支援内容を明確に区分できる資料に基づき交付決定を行うべきもの					0		0		53
61	産業労働局(公益財団法人東 京都農林水産振興財団)	分収林契約に係る解除契約を適切に見直し主伐事業へ移行する よう指導すべきもの						0			54
62	中央卸売市場(東京八王子青果株式会社)	補助事業の確認及び確定事務手続を適切に行うべきもの(地方卸売市場施設整備事業)							0		54
63	建設局(公益財団法人東京動物園協会)	(指定店工事について) 緊急に行う必要がない補修について通 常の契約方法により行うべきもの					\bigcirc		0	\bigcirc	55
64	建設局(公益財団法人東京動物園協会)	(指定店工事について) 不具合について漏れなく記録した上で 適正な契約方法により補修を行うべきもの							0	\bigcirc	55
65	建設局(公益財団法人東京動物園協会)	(指定店工事について)建設副産物の処分に当たり処分数量を 適正に把握すべきもの	0						0	0	56
00	建設局(公益財団法人東京動 物園協会)	(指定店工事について)工事完了に当たり建設副産物の処分を 確認するとともに維持管理事務マニュアルを改定すべきもの							0	\bigcirc	56
07	建設局(公益財団法人東京動 物園協会)	施設の安全確保に有効な工事を適正な契約方法により速やかに 実施すべきもの							0	\bigcirc	56
68	建設局(公益財団法人東京動 物園協会)	基本協定に沿った会計処理を行うべきもの(経理の区分)				0				\bigcirc	57
69	建設局(公益財団法人東京動 物園協会)	(更新未了となった排水設備について)テレビカメラ調査の契 約手続を適正に行うべきもの					\bigcirc		0	\bigcirc	57

_					拮	置	区	分			
番号	対象局 (団体)	事項			1			2	2		頁
			ア	イ	ゥ	エ	ア	イ	ゥ	エ	
70	建設局(公益財団法人東京動物園協会)	(ライオンバス発着所の乗降口に続くらせん階段の踊り場に設置した木製ベンチについて)指定管理者との連携を密に図り来園者に配慮した施設となるよう十分な検討を行うべきもの								0	58
71	建設局(公益財団法人東京動物園協会)	(ライオンバス発着所の乗降口に続くらせん階段の踊り場に設置した木製ベンチについて)発生材の処分について履行確認を行うべきもの				0			\circ	\bigcirc	58
72	建設局(公益財団法人東京動物園協会)	シャトルバス運行契約について適正に契約を締結するよう指導 すべきもの				0				\bigcirc	59
73	建設局(公益財団法人東京都 公園協会)	浜離宮恩賜庭園の入園整理券に係る販売枚数の確認を適切に行 うべきもの				0				\bigcirc	59
74	建設局(公益財団法人東京都公園協会)	瑞江葬儀所使用料の徴収事務を適正に行うべきもの							0	\bigcirc	60
75	建設局(公益財団法人東京都公園協会)	規程に従って契約事務を行うべきもの							0	\bigcirc	60
76	建設局(公益財団法人東京都公園協会)	(契約変更について)契約期間を変更すべき契約について契約変更手続を適正に行うべきもの							0	\bigcirc	61
77	建設局(公益財団法人東京都公園協会)	(契約変更について)契約金額を変更すべき契約について契約変更手続を適正に行うべきもの	0						\circ	\bigcirc	61
78	建設局(公益財団法人東京都公園協会)	契約変更手続及び履行実績の確認を適正に行うとともに、過大 に支払った清掃費について返還を求めるべきもの	0							\bigcirc	62
79	建設局(公益財団法人東京都公園協会)	消毒用薬品の使用を適切に行うべきもの				0				\bigcirc	62
80	建設局(公益財団法人東京都公園協会)	管理運営業務によって取得する公有財産に係る取扱いを適正に 行うべきもの			0				\bigcirc	\bigcirc	63
81	建設局(公益財団法人東京都 公園協会)	指定管理者管理運営業務の手引きに従って公園の占用許可事務 を行うべきもの	0						\bigcirc	\bigcirc	63
82	建設局(公益財団法人東京都 道路整備保全公社)	(八重洲駐車場ほか4駐車場における大規模改修及び中規模修 繕について)全面打診調査結果の対応を適切に行うべきもの		0)					\bigcirc	64
83	交通局(株式会社東京交通会 館)	駐車料金の追加支払等精算を行うべきもの	0			\bigcirc			\bigcirc	\bigcirc	65
84	水道局(東京水道株式会社)	通信設備工事単価契約について、指示を書面にて行うととも に、数量を確認のうえ、支払を行うべきもの						0	\bigcirc	\bigcirc	65
85	水道局(東京水道株式会社)	作業の内容、条件等を仕様書により明確にした上で、適切に契 約手続を行うべきもの						\bigcirc	0	\bigcirc	66
86	教育庁(公益財団法人東京学 校支援機構)	運営費補助金に係る概算払を適正に行うべきもの					0			\bigcirc	67
87	教育庁(公益財団法人東京学 校支援機構)	(委託料に係る概算払について)契約変更に伴う返還を速やか に行うべきもの								0	67
88	教育庁(公益財団法人東京学 校支援機構)	契約変更に係る手続を適切に行うべきもの						0		\bigcirc	68
	「見・要望事項】										
89	都市整備局(株式会社多摩 ニュータウン開発センター)	長期修繕計画について				0				\bigcirc	69
90	建設局(公益財団法人東京都公園協会)	委託金額の支払要件の整理について				0				\bigcirc	70
91	建設局(公益財団法人東京都 道路整備保全公社)	(八重洲駐車場ほか4駐車場における大規模改修及び中規模修繕について)都が実施する大規模改修について							0	\bigcirc	70
92	建設局(公益財団法人東京都 道路整備保全公社)	(八重洲駐車場ほか4駐車場における大規模改修及び中規模修繕について)利用者の視点を重視した表示について		0					\bigcirc		71
令和	口3年・4年行政監査										
【指	摘事項】										
93	福祉保健局	(一般廃棄物収集運搬委託契約について)契約単価の内訳及び 消費税の扱いを明記し、適正な支出科目で契約・支出すべきも の						0		\bigcirc	72
94	福祉保健局	(一般廃棄物収集運搬委託契約について)予定単価を適切に積 算すべきもの						0		\bigcirc	73
95	福祉保健局	(一般廃棄物収集運搬委託契約について) 収集量に見合った支払となるよう契約を見直すべきもの						0		\bigcirc	74
96	福祉保健局	(宿泊療養施設運営に係る物品購入等のための資金前渡の事務 処理について) 精算を適正に行うべきもの							0	\bigcirc	74
97	福祉保健局	(宿泊療養施設運営に係る物品購入等のための資金前渡の事務 処理について)送料を適正な科目で支出すべきもの							0	\bigcirc	75

				措置区			区分	分			
番号	対象局(団体)	事項			1			2	2		頁
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
98	福祉保健局	(宿泊療養施設運営に係る物品購入等のための資金前渡の事務 処理について)各種割引サービスの利用に伴って付加されたポイントの利用を適切に行うべきもの				0			(\bigcirc	75
99	福祉保健局	宿泊療養施設運営支援業務委託において、個人情報の保護に関 し必要な措置を定めるべきもの				0			(\bigcirc	76
100	福祉保健局	機密性Aの情報を取り扱うに当たり外部サービスの利用を適正 に行うべきもの				0			(\bigcirc	76
101	産業労働局	(協力金等支給事業に係る業務委託における受託者への指導・ 管理について) 管理状況に関する報告書等を提出させ、管理を 適正に行うべきもの							(O)	\bigcirc	77
102	産業労働局	(協力金等支給事業に係る業務委託における受託者への指導・ 管理について) 個人情報・機密情報等を取り扱う業務の再委託 について、事前に申請・承諾等手続を行うよう受託者を指導 し、管理を適正に行うべきもの							0	\bigcirc	77
103	産業労働局	機密性Aの情報を取り扱うに当たり外部サービスの利用を適正 に行うべきもの				\bigcirc			\bigcirc	\bigcirc	78
104	産業労働局(公益財団法人東京都中小企業振興公社)	補助事業及び出えん事業に係る実績報告を適正に行うべきもの (新型コロナウイルス感染症対策事業)							(0	78

(表5) 措置通知一覧(指摘区分別)

来		監査		措置区分								
番号	対象局(団体) 	種別	事項		1					2		頁
7 A	→1 / b →			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	I	
【会	計処理(歳入・収入))]		1								
41	教育庁	3決算	調定額及び収入未済額が過小計上となっているもの		-	0					\bigcirc	43
42	教育庁	3決算	調定額及び収入未済額が過大計上となっているもの			\bigcirc					\bigcirc	43
【収	八人(その他)】											
59	産業労働局(公益財団法人東 京都農林水産振興財団)	4財援	生産品の売上現金の管理を適正に行うべきもの				0			\bigcirc		53
73	建設局(公益財団法人東京都 公園協会)	4財援	浜離宮恩賜庭園の入園整理券に係る販売枚数の確認を 適切に行うべきもの				0				\bigcirc	59
74	建設局(公益財団法人東京都 公園協会)	4財援	瑞江葬儀所使用料の徴収事務を適正に行うべきもの							0	\bigcirc	60
83	交通局(株式会社東京交通会 館)	4財援	駐車料金の追加支払等精算を行うべきもの	0			\bigcirc			\bigcirc	\bigcirc	65
【契	2約(仕様・積算)】											
6	建設局	4定例	(単価契約工事について 特殊製品組合せ費について) 工種を設定し単価を定めるべきもの				0				\bigcirc	21
7	建設局	4定例	(単価契約工事について 特殊製品組合せ費について) 想定できる労務費については工種を設定し単価を定めるべきもの				0				\bigcirc	22
58	産業労働局(公益財団法人東 京都環境公社)	4財援	業務の実施状況に応じた契約変更を適切に行うととも に、過大な支出について返還を求めるべきもの	0					0			52
85	水道局(東京水道株式会社)	4財援	作業の内容、条件等を仕様書により明確にした上で、 適切に契約手続を行うべきもの						\bigcirc	0	\bigcirc	66
99	福祉保健局	4行政	宿泊療養施設運営支援業務委託において、個人情報の 保護に関し必要な措置を定めるべきもの				0				\bigcirc	76
【契	2約(履行確認)】											
12	教育庁	4定例	建物清掃委託業務について適切な履行確認及び支出を 行うべきもの						0	\bigcirc	\bigcirc	25
90	建設局(公益財団法人東京都公園協会)	4財援	委託金額の支払要件の整理について				0				\bigcirc	70
101	産業労働局	4行政	(協力金等支給事業に係る業務委託における受託者への指導・管理について)管理状況に関する報告書等を提出させ、管理を適正に行うべきもの							0	\bigcirc	77
【契	2約(その他)】											
2	福祉保健局	3定例	個別フォローアップ業務等の変更に係る手続を適正に 行うべきもの						0		\bigcirc	19
3	福祉保健局	3定例	安否確認システムに関する契約の契約方法等の見直し 検討について						0			19
5	建設局	4定例	(単価契約工事について) 河川維持工事単価契約の指示手続が適正に行われるよう運用を改めるべきもの							0	\bigcirc	21
9	東京消防庁	4定例	(映像位置情報共有システムについて) 災害活動時の 活用方法を示し災害活動や訓練等での積極的な活用を 周知すべきもの						0		\bigcirc	23
10	教育庁	4定例	(消防用設備等の維持管理について)適正な消火器を 設置すべきもの		0						\bigcirc	23
11	教育庁	4定例	(消防用設備等の維持管理について)消火器の適正な 設置、避難経路の確保を行い、消防用設備等を適切に 管理すべきもの		0					\bigcirc	0	24
13	産業労働局	4定例	都立職業能力開発センター・校に配備するファクシミ リの賃借について						0	\bigcirc	Î	26
43	総務局(東京都公立大学法 人)	4財援	契約変更手続を適切に行うべきもの							\bigcirc	0	44
44	総務局(東京都公立大学法 人)	4財援	要望を適切に把握し計画的に工事を行うべきもの							0	\bigcirc	44
49	都市整備局(株式会社多摩 ニュータウン開発センター)	4財援	契約事務規程に基づき予定価額を設定すべきもの								0	47
63	建設局(公益財団法人東京動物園協会)	4財援	(指定店工事について) 緊急に行う必要がない補修に ついて通常の契約方法により行うべきもの					\bigcirc		0	\bigcirc	55

番	116.5 (511)	監査	+		措置区分					_		
号	対象局(団体)	種別	事項	_ ~	イ	1 ウ	ェ	ア	,	2 上	エ	頁
64	建設局(公益財団法人東京動物関協会)	4財援	(指定店工事について) 不具合について漏れなく記録 した上で適正な契約方法により補修を行うべきもの		1	.,	_	,	1	.)		55
65	建設局(公益財団法人東京動物園協会)	4財援	(指定店工事について)建設副産物の処分に当たり処分数量を適正に把握すべきもの	0						0	\bigcirc	56
66	建設局(公益財団法人東京動物園協会)	4財援	の							0	\circ	56
67	建設局(公益財団法人東京動物園協会)	4財援	施設の安全確保に有効な工事を適正な契約方法により 速やかに実施すべきもの							0	\bigcirc	56
68	建設局(公益財団法人東京動物園協会)	4財援	基本協定に沿った会計処理を行うべきもの(経理の区分)				0				\bigcirc	57
69	建設局(公益財団法人東京動物園協会)	4財援	(更新未了となった排水設備について)テレビカメラ 調査の契約手続を適正に行うべきもの					\bigcirc		0	\bigcirc	57
70	建設局(公益財団法人東京動物園協会)	4財援	(ライオンバス発着所の乗降口に続くらせん階段の踊り場に設置した木製ベンチについて) 指定管理者との連携を密に図り来園者に配慮した施設となるよう十分な検討を行うべきもの								0	58
71	建設局(公益財団法人東京動物園協会)	4財援	(ライオンバス発着所の乗降口に続くらせん階段の踊り場に設置した木製ベンチについて)発生材の処分について履行確認を行うべきもの				0			\circ	\circ	58
72	建設局(公益財団法人東京動物園協会)	4財援	シャトルバス運行契約について適正に契約を締結する よう指導すべきもの				0				\bigcirc	59
75	建設局(公益財団法人東京都公園協会)	4財援	規程に従って契約事務を行うべきもの							0	\bigcirc	60
76	建設局(公益財団法人東京都 公園協会)	4財援	(契約変更について)契約期間を変更すべき契約について契約変更手続を適正に行うべきもの							0	\bigcirc	61
77	建設局(公益財団法人東京都 公園協会)	4財援	(契約変更について)契約金額を変更すべき契約について契約変更手続を適正に行うべきもの	0						0	0	61
78	建設局(公益財団法人東京都 公園協会)	4財援	契約変更手続及び履行実績の確認を適正に行うととも に、過大に支払った清掃費について返還を求めるべきもの	0							\bigcirc	62
82	建設局(公益財団法人東京都 道路整備保全公社)	4財援	(八重洲駐車場ほか4駐車場における大規模改修及び中規模修繕について)全面打診調査結果の対応を適切に行うべきもの		0						\bigcirc	64
84	水道局(東京水道株式会社)	4財援	通信設備工事単価契約について、指示を書面にて行う とともに、数量を確認のうえ、支払を行うべきもの						0	\bigcirc	\bigcirc	65
91	建設局(公益財団法人東京都 道路整備保全公社)	4財援	(八重洲駐車場ほか4駐車場における大規模改修及び中規模修繕について)都が実施する大規模改修について							0	\circ	70
92	建設局(公益財団法人東京都 道路整備保全公社)	4財援	(八重洲駐車場ほか4駐車場における大規模改修及び中規模修繕について)利用者の視点を重視した表示について		0					\circ		71
102	産業労働局	4行政	(協力金等支給事業に係る業務委託における受託者への指導・管理について)個人情報・機密情報等を取り扱う業務の再委託について、事前に申請・承諾等手続を行うよう受託者を指導し、管理を適正に行うべきもの							0	\circ	77
【会	計処理(歳出・支出)]										
87	教育庁(公益財団法人東京学 校支援機構)	4財援	(委託料に係る概算払について)契約変更に伴う返還 を速やかに行うべきもの								0	67
88	教育庁(公益財団法人東京学 校支援機構)	4財援	契約変更に係る手続を適切に行うべきもの						0		\bigcirc	68
93	福祉保健局	4行政	(一般廃棄物収集運搬委託契約について)契約単価の 内訳及び消費税の扱いを明記し、適正な支出科目で契 約・支出すべきもの						0		\bigcirc	72
96	福祉保健局	4行政	(宿泊療養施設運営に係る物品購入等のための資金前 渡の事務処理について) 精算を適正に行うべきもの							0	\bigcirc	74
97	福祉保健局	4行政	(宿泊療養施設運営に係る物品購入等のための資金前渡の事務処理について)送料を適正な科目で支出すべきもの							0	0	75
98	福祉保健局	4行政	(宿泊療養施設運営に係る物品購入等のための資金前渡の事務処理について)各種割引サービスの利用に伴って付加されたポイントの利用を適切に行うべきもの				0				\bigcirc	75

番		
2	<u> </u>	頁
(本財) 金等	ウコ	I
45 上帝文化スポーツ局(学校法 人衆国学園) 4財援 私立学校経常養補助金を返還すべきもの ② 人衆国学園) 4財援 私立学校経常養補助金を返還すべきもの (ア) ② 4財援 私立学校経常養補助金を返還すべきもの (イ) 4 生活文化スポーツ局(学校法 人称の世学園) 4 財援 私立通信制高等学校経常養補助金を返還すべきもの ③ (ア) 50 福祉保健局(社会福祉法人と はと会 (ア) 51 福祉保健局(社会福祉法人常 4財援 (ア) 52 福祉保健局(社会福祉法人対 4財援 (ア) 53 福祉保健局(社会福祉法人対 4財援 (ア) 55 福祉保健局(社会福祉法人対 4財援 (ア) 55 福祉保健局(社会福祉法人対 4財援 (ア) 55 福祉保健局(社会福祉法人力 4財援 (ア) 55 福祉保健局(社会福祉法人力 4財援 (ア) 56 福祉保健局(社会福祉法人力 4財援 (ア) 56 福祉保健局(社会福祉法人力 4財援 (ア) 56 福祉保健局(社会福祉法人力 4財援 (ア) 66 福祉保健局(社会福祉法人力 4財援 (ア) 67 福祉保健局(社会福祉法人力 4財援 (ア) 67 福祉保健局(社会福祉法人力 4財援 (ア) 75 76 福祉保健局(社会福祉法人力 4財援 (ア) 75 76 福祉保健局(社会福祉法人力 4財援 (ア) 75 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76 76	(
46 生在文化スポーツ局 (学校法 人		
4月度	\bigcirc	45
48 生高文化スポーツ局(学校法 4別接 私立海保育制の金を返還すべきもの ()	0	45
40	0	46
197	0	46
52	\bigcirc	47
52	\bigcirc	3 48
53 泉会	\bigcirc	3
1	\bigcirc	50
50 陰園 4月接	\bigcirc	50
50 50 50 50 50 50 50 50	0	51
60 産業労働局 (公益財団法人東京都農林水産振興財団) 4財援 5援内容を明確に区分できる資料に基づき交付決定を 行うべきもの ですった。もの (地方卸売市場施設整備事業) 86 教育庁 (公益財団法人東京学 4財援 運営費補助金に係る概算払を適正に行うべきもの ② 【財産管理】 1 福祉保健局 2定例 建設仮勘定に関する適正かつ速やかな会計処理を行うための体制を整備すべきもの ② 2を設備協会) 4財援 管理運営業務によって取得する公有財産に係る取扱い ② 2を謝計 33 水道局 4工事 (浄水場関連施設の工事について) 施工条件の明示を 適切に行うべきもの 36 下水道局 4工事 (浄水場関連施設の工事について) 施工条件の明示を 適切に行うべきもの 36 下水道局 4工事 (済水場関連施設の工事について) 施工条件の明示を 37 3 4工事 (済水場関連施設の工事について) 施工条件の明示を 36 下水道局 4工事 (済水場関連施設の工事について) 施工条件の明示を 37 37 38 4工事 (済水場関連施設の工事について) 施工条件の明示を 36 下水道局 4工事 (済水場関連施設の工事について) 施工条件の明示を 37 37 38 4工事 (済水場関連施設の工事について) 施工条件の明示を 37 38 4工事 (済水場関連施設の工事について) 施工条件の明示を 38 39 39 30 30 30 30 30 30	\bigcirc	51
京都農林水産振興財団	\bigcirc	52
62 中央卸売市場(東京八王子青	0	53
86 教育庁(公益財団法人東京学 校支援機構) 4財援 運営費補助金に係る概算払を適正に行うべきもの ⑤ 【財産管理】	0	54
【財産管理】 1 福祉保健局 2定例 建設仮勘定に関する適正かつ速やかな会計処理を行う ための体制を整備すべきもの 80 建設局(公益財団法人東京都 公園協会) 4財援 管理運営業務によって取得する公有財産に係る取扱い ② 2 2 2 3 3 3 3 3 3 4 3 4 3 4 4 3 4 4 4 4		O 67
1 価値体機両 2定例 ための体制を整備すべきもの 80 建設局(公益財団法人東京都公園協会) 4財援 管理運営業務によって取得する公有財産に係る取扱いを適正に行うべきもの 【設計】 4工事 (浄水場関連施設の工事について)施工条件の明示を適切に行うべきもの 36 下水道局 4工事 特殊人孔における管きよ開口部の構造計算を適正に行うべきもの 40 港湾局 4工事 防災船着場の照明設計におけるガイドラインの見直しについて 【積算(単価設定)】 4工事 19 中央卸売市場 4工事 鋼矢板撤去の単価設定を適正に行うべきもの		
80 建設局(公益財団法人東京都 公園協会) 4財援 管理運営業務によって取得する公有財産に係る取扱い を適正に行うべきもの (設計】 33 水道局 4工事 (浄水場関連施設の工事について)施工条件の明示を適切に行うべきもの 36 下水道局 4工事 特殊人孔における管きよ開口部の構造計算を適正に行うべきもの 40 港湾局 4工事 防災船着場の照明設計におけるガイドラインの見直しについて 【積算 (単価設定)】 19 中央卸売市場 4工事 鋼矢板撤去の単価設定を適正に行うべきもの	\bigcirc	18
【設計】 33 水道局 4工事 (浄水場関連施設の工事について) 施工条件の明示を 適切に行うべきもの 36 下水道局 4工事 特殊人孔における管きよ開口部の構造計算を適正に行 うべきもの 40 港湾局 4工事 防災船着場の照明設計におけるガイドラインの見直し (○) 【積算 (単価設定)】 19 中央卸売市場 4工事 鋼矢板撤去の単価設定を適正に行うべきもの	\bigcirc	63
33 水垣向 4工事 適切に行うべきもの 36 下水道局 4工事 特殊人孔における管きょ開口部の構造計算を適正に行 5 べきもの 4工事 防災船着場の照明設計におけるガイドラインの見直し 19 中央卸売市場 4工事 鋼矢板撤去の単価設定を適正に行うべきもの 19 中央卸売市場 4工事 鋼矢板撤去の単価設定を適正に行うべきもの 19 中央卸売市場 4工事 鋼矢板撤去の単価設定を適正に行うべきもの 19 19 19 19 19 19 19 1		
36 下水道局 4工事		

		於太				措置区分						
番号	対象局(団体)	監査 種別	事項		-	1			2	2		頁
				ア	イ	ウ	エ	ア	1	ウ	エ	
【積	算(数量算出等)】											
14	財務局	4工事	型枠工の積算を適正に行うべきもの							0	\bigcirc	27
31	東京消防庁	4工事	充填材の積算を適正に行うべきもの							0	\bigcirc	36
37	下水道局	4工事	コンクリート工事の積算を適正に行うべきもの				\bigcirc			0	\bigcirc	39
【積	算(諸経費等)】											
22	建設局	4工事	地下歩道改修工事における諸経費の積算を適正に行う べきもの							\bigcirc	0	32
【施	江】											
15	生活文化スポーツ局	4工事	建物管理業務の報告について受託者を適切に指導・監督すべきもの								0	27
16	住宅政策本部	4工事	土留工の施工管理を適切に行うべきもの								0	28
17	環境局	4工事	補強コンクリートブロック造建築物の施工管理を適切に行うべきもの		\bigcirc						0	29
20	中央卸売市場	4工事	ポンプオーバーホールの施工管理を適切に行うべきも の							\bigcirc	0	31
23	建設局	4工事	既設橋の伸縮装置の施工管理を適切に行うべきもの								0	33
24	建設局	4工事	ガラス工事の品質管理を適切に行うべきもの	0						\bigcirc	\bigcirc	33
27	港湾局	4工事	船舶における作業員の安全対策について受注者を適切 に指導・監督すべきもの								0	34
32	交通局	4工事	開口部における安全対策について受注者及び工事監理 業務受託者を適切に指導・監督すべきもの								0	36
35	水道局	4工事	コンクリート工の施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの								0	38
39	教育庁	4工事	た険物の取扱いに関する施工管理を適正に行うべきも の							0	\bigcirc	41
【設	計・施工】									•		
18	産業労働局	4工事	建築工事における擁壁の設計及び施工を適切に行うべ きもの				0			\bigcirc	\bigcirc	30
【シ	′ステム】								•		•	
100	福祉保健局	4行政	機密性Aの情報を取り扱うに当たり外部サービスの利用を適正に行うべきもの				0				\bigcirc	76
103	産業労働局	4行政	機密性Aの情報を取り扱うに当たり外部サービスの利用を適正に行うべきもの				0			\bigcirc	\bigcirc	78
【そ	の他】											
4	交通局	2公決	貸倒引当金に係る注記の記載について			0				\bigcirc		20
8	港湾局	4定例	臨海トンネル換気塔の外壁パネルの剥落について予防 策を講じるべきもの		0					\bigcirc		22
28	港湾局	4工事	蓄電池設備の設置に係る手続を適正に行うべきもの							0	\bigcirc	35
38	下水道局	4工事	工事監理等委託料の算定基準を適切に改定すべきもの				0	\bigcirc			\bigcirc	40
61	産業労働局(公益財団法人東 京都農林水産振興財団)	4財援	分収林契約に係る解除契約を適切に見直し主伐事業へ 移行するよう指導すべきもの						0			54
79	建設局(公益財団法人東京都公園協会)	4財援	消毒用薬品の使用を適切に行うべきもの				0				\bigcirc	62
81	建設局(公益財団法人東京都公園協会)	4財援	指定管理者管理運営業務の手引きに従って公園の占用 許可事務を行うべきもの	0						\bigcirc	\bigcirc	63
89	都市整備局(株式会社多摩 ニュータウン開発センター)	4財援	長期修繕計画について				0				\bigcirc	69

[令和2年定例監査]

【指摘事項】

番号	対象局 (団体) 措置	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
1		建に正か理め整も を で で で で で で で で で で で で で	の大きない。 を完実を表する正と状有者のでいる。 を実はあいいの表す、 を実にないのでは、 を実にないのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	令和4年度も引き続き所管部や会計

[令和3年定例監査]

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項		監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置	区分			
2	福祉保健局 フマイウエ	個ロ業更続行の ファ等係適べ イ ファ オッのる エき	変手にも	ていたものの、6社の実施にとどまっているにもかかわらず、履行規模の縮小について、委託契約書に基づく協議 又は契約変更等の手続を経ることな	健局部長会を開催し、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。 【2-エ】 令和4年度の実施に当たっては、 フォローアップを契約には含めず、職員がフォローアップを行うこととし、
		0	\bigcirc		

【意見・要望事項】

F 100	L XIT	714		
番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置	区分		
3	福祉保健局 1 ア イ ウ エ	マラス 製	本の 本の 本の を を で を で を で を で を で を で を で を で を で を で を で を で を の も の で と の を の の の の の ま の の の の の の の の の の の の の	都立病院は令和4年7月に地方独立 行政法人東京都立病院機構に運営を移 行した。法人は、安否確認システムに 関する委託について仕様内容の見直し を行い、令和5年10月以降の委託に ついては、希望制指名競争入札により 業者を選定した。【2-イ】
			=	

[令和2年度公営企業各会計決算審査]

【意見・要望事項】

	対象局				
番号	(団体)	事	項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置	区分			
4	交通局 1 才 ウ エ	貸にのい 倒係記て イ イ	当注につ	が会計を整理するに当たりよるべき指針」(以下「指針」という。)では、決算書その他の会計に関する書類の明瞭性について定めている。また、引当金の計上方法に関する注記について、「第12章 会計に関する書類における注記」の「第2 重要な会計方針に係る事項に関する注記(以下「注記」	令和5年1月に、貸倒引当金の計上交に、貸倒引当金の京都に、貸倒引当を発行した。 東京にといった。 東京には、 東京に、 大きにでは、 大きにでは、 大きにでは、 大きにでは、 大きにでは、 大きにでは、 大きにでは、 大きにでは、 大きにといる。 、 大きにといる。 大きにといる。 大きにといる。 大きにといる。 大きにといる。 大きにといる。 大きにといる。 ・ 大きにといる。 ・ 大きにといる。 ・ 大きにといる。 ・ 大きにといる。 ・ 大きにといる。 ・ ・ 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
		1 1	_		
	0		\circ		

[令和4年定例監査]

【指摘事項】

E	惆 争垻』					
番号		事項	監査結果の要約	講じた措置の概要		
	措置	区分				
5	建設局	(単事に 単事に が が が が が が が が が が が が が	おいて指示数量と完了数量が一致して	約の運用の手引きについてのQ&A」 の修正を行い、令和4年12月19日 に開催した河川維持担当者会議等にお いて各事務所へ周知し、注意喚起及び		
	アイウエ	アイウエ	いことから、手続として適正でない。 部は、適正に指示手続が行われるよ う運用を改められたい。			
6	建設局	(単価工で組つ工を関われて組つ工を関われて、(単画に殊費)(単画に発費の)(単画に発力をできる)(単面に対して、(単面に対して、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、(単面に対し、<l< th=""><th>る① ・ おいますの ・ おいますの ・ おいますの ・ おいますが ・ おいますが ・ おいますが ・ はいますが ・ おいますが ・ おいますが ・ はいれば ・ おいますが ・ はいれば ・ はいれば ・ はいれが ・ はいれば ・ はいれば ・ でするをでてくずり ・ はいれば ・ はいれば ・ でするをですり ・ はいれば ・ でするをですり ・ はいれば ・ でするをですり ・ はいれば ・ でするをですり ・ はいれば ・ でするをですり ・ はいれば ・ でするをですり ・ はいれば ・ でする ・ でする ・ でする ・ でがますべに ・ でいて ・ でがますが ・ でいて ・ でいませ ・ でいますが ・ でいる ・ でいて ・ でいる ・ でいる ・</th><th>日子では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学</th></l<>	る① ・ おいますの ・ おいますの ・ おいますの ・ おいますが ・ おいますが ・ おいますが ・ はいますが ・ おいますが ・ おいますが ・ はいれば ・ おいますが ・ はいれば ・ はいれば ・ はいれが ・ はいれば ・ はいれば ・ でするをでてくずり ・ はいれば ・ はいれば ・ でするをですり ・ はいれば ・ でするをですり ・ はいれば ・ でするをですり ・ はいれば ・ でするをですり ・ はいれば ・ でするをですり ・ はいれば ・ でするをですり ・ はいれば ・ でする ・ でする ・ でする ・ でがますべに ・ でいて ・ でがますが ・ でいて ・ でいませ ・ でいますが ・ でいる ・ でいて ・ でいる ・	日子では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学		
	ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	品組合せ費を使用しており、適正でない。			

#特殊を使用しており、会なになっては多岐に及ぶ材料を使用しており、会なに多なに表す。					
1 2 7 7 7 7 7 7 7 7 7	7	建設局	工て組つ想労いを価を はまり おりまた は かり は で で で で で で で で で で で で で で で で で で	は多のないとして、	20日付で起工した「令和5年度河川維持工事(その1)単価契約」の工事設計書において、電工作業工について工種を設定し、単価を定めた。 【1-エ】 所は、令和4年4月5日に開催した工事課内の課長代理会において指摘事項を周知し、特殊製品組合せ費について適切に運用するよう注意喚起した。
東京港管理事務所は、臨海トンネル 換気塔の第一航路側外壁の高さ16 m 付近にボルトで固定されていたステンレス鋼板(厚さ2mm) 製外壁パネルがあった場合の増し締めと外壁磁器質 イルの補修を行う工事契約を令和5 年1月6日に締結し、同年3月24日 一一十分 一十分 一十分		1	2	上種を設定し、単価を定められたい。 	
東京港管理事務所は、臨海トンネル 換気塔の第一航路側外壁の高さ16 m 付近にボルトで固定されていたステンレス鋼板(厚さ2 mm)製外壁パネルが in a fe					
1 2 し、外壁パネルの剥落について予防策 ア イ ゥ エ ア イ ゥ エ を講じられたい。	8	, , , , ,	臨海 海 海 気 素 が で が で が で が で に に に に に に に に に に に に に	換気塔の第一航路側外壁の高さ16m付近にボルトでさ2mm)製外壁パネルが関連にボルトでさ2mm)製外壁パネル道路をでは、原め、単れが関連に対したが、単れが関連に対して、地域では、11年にしまして、は、11年には、11年には、11年には、11年には、11年には、11年には、11年には、11年には、11年には、11年には、11年には、11年には、11年に、11年に	があった場合の増し締めと外壁磁器質タイルの補修を行う工事契約を令和5年1月6日に締結し、同年3月24日に完了した。【1ーイ】施設に異常がないかを日常的に巡回して確認するとともに、ボルトに設置した合いマークの状態を定期よの抜けをゆるみが確認された場合は、補修等
				し、外壁パネルの剥落について予防策	
) 1 リエ		

9	東京消防庁	(情スい災のを活等的周も映報テて害活示動でな知の像共ム)活用しやの活すの値有に、動方災訓積用べ2	ピパー と で と で と で と と と と と と と と と と と と と	写真等により示すとともに、職員への操作方法等の習熟等、各部署にはしたとれて、職員がはたいでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個
	アイウエ	ア イ ウ エ	よっては、契約内容の見直しも検討する必要がある。	
	教育庁	(消防用設 備等の維持 管理につい て)	工芸高等学校において設置されている消火器143本の規格について確認したところ、監査日(令和4年5月13日)現在、旧規格の消火器が1本設置されていた。この点については、令和3年8月及び令和4年2月に実施された消防用設備等の点検においても指摘されていた。 は	工芸高等学校において新規格の消火器を購入し、令和4年6月7日に納品、設置した。【1-イ】 都立学校における防火管理者の業務である消防設備等の点検及び整備について、令和4年9月26日付で都立学校教育部長から各学校宛てに通知した。 学校経営支援センターはその通知を
10	3 2 H / J	適正な消火 器を設置す べきもの	して認められないものとなっているに もかかわらず、設置可能期限以降も引 き続き設置されている状況は適正でな い。	踏まえ、令和4年10月18日経営企画(課)室長連絡会、同年11月1日校長連絡会、同月8日副校長連絡会等の機会を捉えて所管の学校に注意喚起を実施した。 また、当該校においても、通知等を要は、などは、これが開き、「別校長」が、
	1	2	い。 東部学校経営支援センターは、学校 の消火器の維持管理について学校を支 援されたい。	受け、防火管理者(副校長)が、消防機器を確認するとともに、火災防止、消火器等についての注意喚起、周知を全日制は令和4年10月17日企画調整会議及び同月19日職員会議、定時制は同月11日企画調整会議及び同月
	ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	指導されたい。	20日職員会議にて実施した。 【2-エ】

教育 11	育庁 1 イ ロ		備管で消正避確い設切べ	 好き発展ではいき 大会報報では、 大会報を 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	のこ 器段径を消等管	(単)の一角を引きます。	寺へ 畜の 用畜	八王子東にでいる。 (大きない大能があった。) (大きない大能があめられた。) (大きない大能であった。) (大きない大能であった。) (大きない大能であった。) (大きない大能であった。) (大きない大能であった。) (大きない大能であった。) (大きない大能であった。) (大きない大能であった。) (大きない大能でからである。) (大きない大能でからである。) (大きない大能であった。) (大きない大能であった。) (大きない大能であった。) (大きない大能が側であった。) (大きない大能が側が、大きない大能が側が、大きない大能が側が、大きない大能が側が、大きない大能が側が、大きない大能が側が、大きない大能が側が、大きなを支援である。) (大きないたが、はたいた。) (大きないたが、はたいたが、はたいた。) (大きないたが、はたいたが、はたいたが、はたいたが、はたいたが、はたいたが、はたいたが、はたいたが、はたいないが、ないないないが、ないないないないないないが、ないないないないないないな
,	4 1 1/1	ㅗ	ſ	_ /				

都立学校教育部では、令和4年9月 14日付通知文により、各学校に対 東部学校経営支援センター及び中部 学校経営支援センターは、各学校の建 物清掃について委託契約を締結し実施 し、履行確認の適正化を図るよう指導 している。都立学校教育部は学校及び した。 同日付通知文により、各学校 センターを統括していることから、委 また、 託に際し、仕様書内容の指導等をして 経営支援センターに対し、適切な履行 いる。 この業務は、主に環境整備(常駐管 で対策(口覚・年次業 確認に基づく支出を行うよう指導し た。加えて、令和4年8月8日に各学 校経営支援センターの課長代理(経理 理業務)、環境整備(日常・年次業 務)、及び便所清掃等となっており 第一担当)及び事務担当者を招集し、 本件について説明し、適切な履行確認 各業務の履行確認については、受託者 に基づく支出を行うよう指導した。 が日々の業務終了後に業務報告書を、 [2-エ] 毎月業務終了後には委託完了届及び月 間作業報告書(以下「完了届等」とい 各学校経営支援センターは、令和5 う。)を学校に提出することになって 年度契約における業務報告書の様式 いる。学校は、提出された書類のうち を、履行の確認が容易にできるよう変 完了届等を検査終了後にセンターへ送 更するとともに、センターにおいても 付し、センターは、学校から完了届等 業務報告書を確認するフローに変更し を受け取った後、受託者からの請求に た。【2-イ】 基づき毎月支払を行っている。 学校は、日々の履行について、変更 そこで、日々の業務終了後に提出さ した様式の業務報告書を月間作業計画 れた各学校の業務報告書、毎月業務終 書と照合することで、計画どおり履行 していることを確認する。また、月間 了後に提出された両センターの完了届 等及び支出状況を見たところ、業務報 作業報告書と変更後の様式の業務報告 書を照合することで、適切に履行確認 告書において、次の状況が認められ を行うこととした。【2-ウ】 常駐管理業務や日常・年次業務、 便所清掃等の履行記録が一部ない 建物清掃委 (小岩高等学校、東高等学校、総合 託業務につ 芸術高等学校、竹早高等学校) いて適切な 便所清掃のA(校舎棟等)とB 教育庁 履行確認及 (プール棟)の区別がされておら び支出を行 ず、どちらかもしくは両方を実施し 12 うべきもの たのか不明である (東高等学校) ③ 常駐管理業務及び日常・年次業務 において終了時間まで勤務していた か不明である (江北高等学校) このような状況であるにもかかわら 月間作業報告書には、業務が実施 済とされており、これに基づき完了届 に検査済とされ、支払が行われてい 業務報告書の記載内容からは、仕様 書に定められた履行の確認が出来な い、もしくは不十分であるにもかかわ らず、月間報告書において業務の実施 済を確認したとして、検査完了とし、 請求に基づく支払を行っていることは 適切ではない。 学校は、業務報告書の記載と月間作 業報告書の実施内容を確認し、それに 基づく完了検査を行うこと、そしてセ ンターは、適切な履行確認をするよう 学校を指導し、支出することが必要で ある。 各学校は、適切な履行確認をされた 両センターは、適切な学校への指導 及び支出を行われたい。 部は、学校が建物清掃委託業務の履 行確認を適切に行うよう、また、セン ターが学校への指導及び支出を適切に 行うよう指導されたい。 イ ウ エ イ

【意見・要望事項】

##	番号		才象局 団体)			項	監査結果の要約	講じた措置の概要
TDX推進に向けた5つのレス徹底方 会計。を策定し、紙やはんことで、一名にしたアナログ環境から、オンライン化、デジタル化をベースにしたデジタル機能を進めている。			折	道	区分			
アイウェアイウェ	13	産業		記	力タ配フリつ 開ー備ァのい 発・すク賃で	せなるシ借いという。	「DX」では、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	ター・校のファクシミリについて、令和5年度の契約に向けた使用状況・・での契約に向けた使用状況・・での契約について等をでででした。この調査を踏まえ、令負債体制を見いまるのでは、8か所で契約にを見した。 【2ーイ】 またファクシミリの使用状況を解した。 【2ーイ】 またファクシミリの使用状況を解した。 のではした。 とした、部に対しているのでは、のではですることとした。
		-7	-					
		ア.	イウ	エ	アイ	ウェ		

[令和4年工事監査]

【指摘事項】

	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
措置	区分		
財務局	型枠工の積 算を適正に 行うべきも の		7月に新たに「設計・積算チェックシート」を作成した。その中で、今回の指摘事例のような、代価内訳の単価が突出した項目について、対象数量の誤りに対するチェック項目を特記した。【2ーウ】 また、本指摘を踏まえた再発防止の取組として、令和4年12月19日の課内会議及び同月27日の建築保全部内会議において今回の事案を周知し
1 ア イ ウ エ	2 アイウエ		利用し、班内でのチェックを書面で残し、ミス防止の強化を図る。 【2-ウ】
生活文化ス ポーツ局 1	建物のでである。	掃、容のによって、全告果にけ報添 月し撮断け と設表あさらづ め観 適 をを と 表表 の と で と で と で と で と で と で と で と で と で と	局は、令和5年1月10日付通知文により本件指摘についての周知を行い、局内の類似案件に対し適切に管理監督するように指導を行い、再発防止を図った。【2-エ】
 		切に行われたい。	
	(団体)	Table Ta	#世 区分

16	住部	E政策 ²	At	土工切き留管にもの	見をi fう	施窗 ′′	本部は、工事請負契約により、道路 指修工事を行っている。 このうち、14箇所の既設人孔において、道路を掘削し、人孔を撤去が上でいる。とを掘削し、人孔を撤去が上でいる。ところでは、関係部士本会とのうちた。規則を指するととでが表突漢を対した。現所の内内工等を必要、不可には、大変、大変、大変、大変、大変、大変、大変、大変、大変、大変、大変、大変、大変、
	ア	イウ	エ	アイ	ウ	Н	
						0	

ı

局は、工事請負契約により施設の整 局は、現場で地質調査等を実施する 備を行っている。契約では、地面の傾 とともに、その結果をもとに、擁壁の 斜部分を平地とするため、擁壁の工事 支持地盤の妥当性について安定計算等 を設計変更で行っている。この擁壁工 の解析を行い、追加工事の必要がない とを令和4年8月31日に確認し 事の設計及び施工管理について見る と、次の点が認められた 【1-エ】 地盤条件に係る本擁壁設計の構造 局は、指摘内容について、令和4年 計算に用いた地耐力に関する数値に 6月23日及び同年8月31日に農林 ついて局に確認したところ、現地が 水産部と総務部の間で情報の共有を 地形的に盛土ではないという推測の 図った。【2-エ】 局は、擁壁に関する必要な設計条件 もと、公表されている近傍地のボー リングデータ等から支持地盤を関東 を適切に設定し、設計条件の確認など の工事管理を行う改善点を新たに資料 ローム層と推定し、道路土工擁壁工 指針に地盤の種類に応じて示されて にまとめた。【2-ウ】 いる地耐力に関わる数値を設計条件 令和5年1月11日付通知文によ として設定したとのことであった。 り、改善点の資料を局内の関係者に周 しかし、地形からは現地が盛土で 知し、再発防止を図った。【2-エ】 あるか否かは判断できない。また 近傍のボーリング箇所は現地から距 離が離れており、ボーリングデータ が示す土質も当該擁壁の支持地盤が 関東ローム層であるという判断の根 拠とするには不十分である。した がって、設定された数値が妥当なも のであるか判断ができない。 建築基礎設計指針における擁壁工 事の施工管理に関する記述において は、地盤条件(地盤状況・水位)を 建築工事に 調査・計測して設計図書の記載事項 おける擁壁 との整合性を確認すること、また の設計及び 産業労働局 品質管理の方法などを定める施工計 施工を適切 画の作成に際しては、設計図書の内 に行うべき 18 容及びその前提となる設計条件等を € Ø 適切に把握した上で、施工管理の内 容を設定することとされている。 のように、擁壁工事の施工管理にお いては、擁壁設置場所の地盤状況と 設計条件との合致を確認することが 必須事項である。さらに、支持地盤 が関東ローム層であるという設計条 件が変更時の設計において推定であ ったことを踏まえれば、施工段階に おいては、地質試験等を実施し、推 定の正否を確認する必要があった。 また、関東ローム層は、小規模建築 物基礎設計指針等に記載されるとお り、自然状態では十分な強度を有し ていても、いったん士の構造が乱さ れると土の強度が著しく低下する性 質を持っているため、仮に局が想定 するとおり支持地盤が関東ローム層 であった場合においても、施工段階 においては、支持地盤が乱されてい ないことについても確認する必要が あった。しかし、局は、これらの確認を行っておらず、適切でない。 局は、設計変更対応での限られた時 間の中であっても、工事目的物が所定 の性能を確保できるよう、必要な設計 条件を適切に設定し、設計条件を踏ま えた適切な施工管理を行う必要があ 局は、建築工事における擁壁の設計 T 及び施工を適切に行われたい。

に設置されている多数の水質管理用ポンプについては、契約後速やかに工事写真 大学でについて、揚水機能の低下が生じ		鋼矢板撤去	存している鋼矢板撤去の単価について見ると、市場積算基準の運用に則り、建設資材定期刊行物2誌の掲載価格を基に、幅40cmの鋼矢板を引き抜く価格を長さ当たり(m)として設定している。ところで、幅40cmの鋼矢板を引き抜く価格について2誌の刊行物を確認	部は、本件について、令和4年3月24日開催の工事担当課長代理・維持管理担当者合同会議で、本件内容や原因の報告、積算における単位の取違いを防ぐ確認の再度徹底を注意喚起した。 また、令和4年12月12日開催の同会議で改めて、確認の徹底など再発防止の取組を含めた内容を周知し、再発防止の徹底を図った。【2-エ】
市場は、豊洲市場の地下水排水施設に設置されている多数の水質管理用ボンブについて、揚水機能の低下が生じた際に即時対応できるようオでボーボール等の修繕を単価契約により行っている。工事記録写真に、次の不適切な点が認められた。 ① 工事記録写真に次の不適切な点が認められた。 ② 工事記録写真を受けし、再発防止として撮影とでは、原則として撮影とこし込まなければならないとされている。しかし、本契約の工事記録写真について見ると、ボンブの撤去・据付及び工場でのオーバーホールの施工管理を適切に行うべきもの ポンプオーバーボールの施工管理を適切に行うべきものの、無板等に撮影をれているものの、無板等に撮影とれているものの、無板等に撮影とれていると、施工時期が客額的に確認できない。というに、本契約の工事記録写真が影とれている。といし、本契約の工事記録写真が多値において、「を適しに確認できない。」といし、本契約の工事記録を関では、機械設備工事においてボンブ等の機器については、施工中に製造番号が記載された銘板を撮影することしている。とかし、本契約の工事記録を請しておきました。 「かし、本契約の工事記録を請しておいておらず、本工事で撤去しオーバーホールの施工等記録できない。」市場は、ボンブオーバーホールの施工時間においておらず、本工事で撤去した。 「本理が表別に行きない。」市場は、ボンブオーバーホールの施工時間は、ボンブオーバーホールの施工時間は、ボンブオーバーホールの施工時間は、ボンブオーバーホールの施工時間は、ボンブオーバーホールの施工時間は、ボンブオーバーホールの施工時間は、ボンブオーバーホールの施工時間は、ボンブオーバーホールの施工時間は、ボンブオーバーホールの施工時間は、ボンブオーバーホールの施工時間は、ボンブオーバーホールの施工時間は、ボンブオーバーホールの施工時間は、ボンブオーバーホールの施工時間は、ボンブオーバーホールの施工時間は、ボンブオーバーホールの施工時間は、ボンブオーバーホールの施工時間は、ボンボーは、「本記録」は、「本記録』は、「本記録」は、「本記録」は、「本記録』は、「本記録』は、「本記録』は、「本記録』は、「本記録』は、「本記録』は、「本記録』は、「本記録』は、「本記録』は、、ま	1	を適正に行 うべきもの 2	引き抜く価格、刊行物Bは鋼矢板を 1㎡引き抜く価格となっている。これでいる。当時とから、一個を 2 を1 m引き抜く一個を 2 誌の価格を平均したある。 2 誌の価格を平均にある。 しかも、 一個格を で の 一個格を で り の の の の の の の の の の の の の の の の の の	
市場は、豊洲市場の地下水排水施設 に設置されている多数の水質管理用ボ ンブについて、揚水機能の低下が生じ た際に即時対応できるようオーバーボール、等の修繕を単価契約により行っている。【2 ー ウリーでいる。工事記録写真成影と準では、原則として撮影とを被するないとされている。ないとされている。ないとされている。ないとされている。ないとされている。ないとされている。ないとされている。ないとされている。ないとされている。ないとされている。ないとされている。ないとされている。の、黒板等に関係といってし見ると、ボンブの撤去・振行及び工場でのオーバーホール等の各権服的とれているものの、黒板等に対して規定のオーバーホール等の各権服的とれているものの、無好等に対して持ちれていては、施工時期が客観的に確認できない。②財務局工事に録する場別にでは、施工中に製造番号が記載された銘板を撮影することとしている。しかし、本契約の工事記録を撮影とれている。しかし、本契約の工事記録を撮影とボンブ等の機器については、施工中に製造番号が記載された銘板を撮影することとしている。しかし、本契約の工事記録を撮影を撮影でもない。市場は、ボンブなみれたが客観的に確認できない。市場は、ボンブなみれたが	アイワエ			
アイウェアイウェ	1	ポンプホーンプネール理行の をべう	に設定では、 でであるが工場とないしいび工影とのかい。 では、 をないて、 ででは、 ででととかて工段さの的務機器記でいた。 でいたなするが、。 でいたなするが、。 でのよいでにて、 でのよいでにて、 でのよいでにて、 でのよいでにて、 でのよいでにて、 でのよいでにて、 でのよいでにて、 ででに、 ででに、 ででに、 ででででで、 ででに、 でででに、 でででに、 ででに、 ででに、 ででに、 ででに、 ででに、 ででに、 ででに、 ででに、 ででに、 ででに、 ででに、 ででに、 ででに、 ででに、 でででに、 でででに、 でででに、 でででででででででで	市場は、令和4年12月12日に工 事担当課長代理・維持管理担当者合同 会議を開催し、原因の報告、再発防止

							Bは 工事建合初始により 書山以 東郊以田倶地東敦元は 巻筒吐山.
21	建記	立 イプ) x	園路 積 積 に も の	をji	・ でき ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
					(
22	建記	分局		地修けの正き	事緒算行	こお費を適	局は、工事請負契約により、地下歩道の改修工事を行っている。ところで、局積算基準(建築工事書等のでは、諸経費は、直接工事費等のの客養所に対し、同基準でとしている。ところで、局積算基準(建築工事等のの各責費に基づく比率を乗でしるななし、算定することとしている。一部のよう。造園、舗装工事などの工事に対応する比率を例以下「一般建築工事」という。)をこれら以外の建築工事(以下「一般建築工事」という。)をこれら以外の建築工事(以下「一般建築工事」という。)をこれら以外の建築工事(以下「一般建築工事」という。)をこれら以外の建築工事(以下「一般建築工事」という。)をこれら以外の建築工事(以下「一般建築工事」という。)をこれら以外の建築工事(以下「一般建築工事」という。)をこれら以外の建築工事(以下「一般建築工事」という。)をこれら以外の建築工事(以下「一般建築工事」という。)を一般では、地方の理費の変した。【2ーエ】では、一部の財産の理費の算出に用いる比率を2%とする、しかし、教養の諸経費費の工事を2%とする、しかし、教養の諸経費費の算出に用いる比率を1%と、で算力を活に、【2ーエ】 「は、一般に関係では、、一般に関係では、、 「、 「、 「、 「、 」 「、
	アイウェ		 		ר. לו	<u> </u>	
	/	1 2	1	/ / /1	() @	-

日は、工事請負契約により、公園内の展望施設の改修工事を行っており、展望施設の屋根面に設置されたトップライトをLOwーE複層ガラスへ交換している。ところで、LOwーE複層ガラスには、遮熱性能に違いのある日射遮蔽型をと日射取得型があり、本契約の設計図書では、遮熱性に優れた日射遮蔽型を指定していた。しかし、実地監査後、メーカーが局に提出した性能計算書により、実際に提出した性能計算書により、実際に提出した性能計算書により、実際に提出した性能計算書により、実際により、方が出入の立会いがの再発防止策である。とろ、日射遮蔽型に比べて遮熱性の方がより、が大力に変がであるとが、あの再発防止策である。このため、遮熱性に影響が出ることが、方である。このため、遮熱性に影響が出ることが、指摘内容と再において、指摘内容と再において、方に、次年度以が十分に達成できないおそれがある。修等において周知するな	23	建設局 1 7 イ ウ エ	既設橋のの を を を を を で で で で で の が が さ で で の の が る の の の が る う く う く う く う く う く う く う く う く う く う	伸縮装置を製作する前に遊問を検測し、調査時の気温を考慮して最大・最小遊間を算定し、その遊間への対応の可否を検討する必要がある。 しかし、本契約の工事関係書類につ	の検討を行った資料を材料承諾申請書
の展望施設の改修工事を行っており、展望施設の屋根面に設置されたトップライトをLowーE複層ガラスへ交換している。ところで、LowーE複層ガラスには、遮熱性能に違いのある日射遮蔽型と目射取得型があり、本契約の設計図書では、遮熱性に優れた日射遮蔽型を指定していた。しかし、実地監査後、メーカーが局に提出した性能計算書により、実際にたしかし、実地監査後、メーカーが局に提出した性能計算書により、実際にたった。しかし、実地監査後、メーカーが局に提出した性能計算書により、実際にたった。しかし、実地監査後、メーカーが局に提出した性能計算書により、実際にたった。このより、対ラスででは、一方の材料承諾書の確認や現場に提出されたガラスの性能を確認したというでは、材料の品質管理を適切において、対方の和4年8月2では、当時のである。というである。このため、正常である。において、指摘内容と再において、指摘の名と、方のため、応動のである。というである。このため、連熱性に影響が出ることにおいて、指摘の下内若手職員同がよりに達成できないおそれがある。「一方、所期の目的である熱負荷の低減が十分に達成できないおそれがある。」のた。また、次年度以下の方が、方に達成できないおそれがある。「一方、所期の目的である熱負荷の低減が十分に達成できないおそれがある。」のため、「方は、次年度以下の方は、大学で表別である。」のため、「方は、大学で表別で表別である。」のため、「方は、大学で表別である。」のた。また、「方は、大学で表別で表別で表別である。」の表別では、「大学で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で		7 7 9 4			
1 2	24	1	ガラス質 ス工管 で る で う べ き 2	局は、工事請修正とではときでは、 は、工事請修正とでは、 とこのをはいる。 をでしたとので、 にはときが、 ととので、 には、 ととので、 には、 ととので、 には、 をしている。 で、 には、 をしている。 で、 には、 をしたがしたが、 ととのが、 には、 とのが、 には、 とのが、 には、 とのが、 には、 とのが、 には、 とのが、 には、 とのが、 には、 とのが、 には、 とのが、 には、 とのが、 には、 とのが、 には、 とのが、 には、 とのが、 には、 とのが、 には、 とのが、 には、 とのが、 には、 とのが、 には、 とのが、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には	し、受注者に対して令和4年8月10 日に工事請負契約第41条の契約不求 合責任に基づく工事代金の減額請求を 行い、【1-ア】 所は、所内マニュアルに材料発注前 の材料承部書の確認や現場で適識した。 「1-ア】 所は、所内マニュアルに材料発注前 の材料承に、 が出事の確認ででででいる。 【2-ウ】 所は、の再発防止策を記載した。 【2-ウ】 所は、時期長代理会、 で工事課内研修、同年12月 13日の所内若手職員向けOJTで において、 指摘内容と再発防止策を周

	1	1		_
25	港湾局 1 ア イ ウ エ	転落防止柵 の単価設定 を適正にに うべきもの 2 ア イ ウ エ ◎ ○	局は、工事請負契約により、護岸でいる。 をころで、局積算基準では、局角は、用 をころで、局積算基準では、場合は場合では、場合は場合では、場合は関連では、場合は関連をである。 をころない。は、場合は関連をでは、場合に定めのは、ののは、は、ののは、とこののは、は、ののは、ののは、ののは、ののは、ののと、と、は、と、は、は、は、は、	東京港管理事務所は、単価設定を適下ででは、このシートを用いて、このシートを用いて、では、このシートを用いて、では、このでは、このでは、このでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
26	港湾局 1 ア イ ウ エ	外部手すり の単価設定 を適正に行 うべきもの 2 ア イ ウ エ	局は、工事請負契約により、京浜島 つばさ公園のトイレ等の改築工事を 行っている。 このうち、外部手すりの積算につれを据って見ると、外部本体とそれを1m当で1mが表を無で1mで1のの設定用がのの代費用を関係でですりのでででででででででででででででででででででででででででででででででで	東京港管理事務所は、令和4年3月 18日に開催した課長代理会におい て、本事例の詳細を説明し、積算複数 で、本事例の詳細を説明し、積 が成する各代価に関するもり、 を額が正種体制の確立、数 を を を が工種にのいては特 に と と と と と と と に に に に に に に に に に に
27	港湾局	船舶に おかれ を全いを での での での でが での でが でが ので には での でが でが でが でが でが でが でが でが でが でが	場合は、作業に従事する者に保護帽及	東京港管理事務所は、課長代理会 (令和4年5月27日)にて改めて高 所作業における安全対策、指摘切な指導・監督)について周知徹底を図った。類似工事の受注者に対してお た。類似工事をした。 た。類似て指導をした。 さらに、所内課長にも所課長会(令 和4年5月31日)にて、周知するとともに、局ポータルサイトにも本件の概要を掲載して重ねて局内周知を図った。【2-エ】
	1 ア イ ウ エ	2 アイウエ 		

28	港湾局	蓄のる正さものる正さもの。 2 フレー・	ければなられておりれておりれておりれておりれておりれておりれておりれておりれておりれており	局は、令和4年4月28日に、本事例について局内電気工事関連部署と内電気工事関連部署7月を行うとともに、原年7前の解決のの事業を開発のようの事業を対象の容量池盤へ貼付して、日本1日に、大田の一川のでは、一川のでは、日本1日に、大田の一川のでは、日本1日に、大田の一川の一川のでは、「日本1日に、日本1日に、「日本1日に、日本1日に、「日本1日に、日本1
	アイウエ	ア イ ウ エ	を適正に行われたい。	
29	東京消防庁	杭工事の単 価設定を適 正に行うべきもの フェア イ ウ エ 〇 〇	庁は、工事請負契約により、高円寺出張所庁舎の改築工事を行っている。このうち、基礎の施工に当たって、建物を支持するいて見ると、杭の材料見ると、抗の材料見積り平均額により単価を設定している。しかし、施工費について見ると、誤って見積りの材料費により単価を設定している。このため、積算額が過少なものとなっている。 庁は、杭工事の単価設定を適正に行われたい。	施設課は、積算時に使用する工種別 積算チェックリストについて、単価設 定ケアンスミスを防止するための チェック項目に材料費等の種別確認に ついて追記した。【2ーウ】 また、令和4年5月16日に令和4 年工事監査検討会を開催し、指摘とに 年びチェックリストを活用することに よる再発防止の取組について、周知徹 底を図った。【2ーエ】
30	東京消防庁	ポンプユ ニットの 算を 道 行 うべ き の 2 ア イ レ エ エ カ エ こ と る こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ	計上されている。 ② 受水槽付ポンプユニットのポンプ	施設課は、積算時に使用する工種別 積算チェックリストについて、単価設 定のケアレスミスを防止するため、 チェック項目に据付費等の単価設定に ついて追記した。【2ーウ】 また、令和4年5月16日に令和4 年工事監査検討会を開催し、指高と 年工手発防止の取組について、周知徹 底を図った。【2ーエ】

31	東辽	京消隔	坊庁	•	充填を 算行うへ の	質正り	2	庁は、工事請負契約により、劣化した係留杭を改修し、消防用舟艇係留施設を更新している。このうち、既設の係留杭を撤去した箇所には、充填材として水とセメントとベントナイトとを混ぜ合わせた材料を使用している。ところで、ベントナイトの単価については、物価資料に単位が1t当たりで掲載されている。しかし、本契約の設計書について見ると、1t当たりのベントナイトの単価に使用重量(t)を乗ずべきところ、物価資料にベントナイトの単位に使用重量(t)を乗ずべきところ、物価資料にベントナイトの高と、1t当たりのベントナイトの高と、1t当たりのベントナイトの高と、1t当たりのベントナイトの高と、1t当たりのベントナイトの高と、1t当たりのであると、1t当たりのである。【2ーエ】
	ア	1 イ	ウ	エ	アイ	2 ウ ()	エ 〇	一庁は、充填材の積算を適正に行われ たい。
32	交流					Rでいう音楽に言い 2 に全い 及理者指督の	お対てび業をす	思いる。 一様のでは、工事請負契約により、新高島で報削している。 ところで、労働安全衛生規則では、高さが2m以上の開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがならる。 り労働者に危険を及びければならるない、また、世を設けならればなられて、の大きを設けならればなられて、とき又は作業の必要上臨時に囲い等を設けならればなられて、とき又は作業を使用させった。 しく困難なをもからればならないと、労働者に置を講じなければならない。また、とき又は作業の必要上臨時に要求性整落制止用器具を使用的防止が多れた。 まためている。 しかし、本契約の工事記録写真にいて見るためのけ、本契約の工事記録写真にのいて見ると、要消にないするのによる労働には、ののでは、では、ののでは、を設めている。 しかし、本契約の工事記録写真にいて、一個のでは、一
)	1	ウ	エ	アイ	ウ	(O)	
							\odot	

33	水道局	(連事で施明にも 浄施に)工示行の 水設の1 件適べ 関工 の切き	備棟を新築している。また、別契約で 受変電設備棟の前面道路等に共同溝を 整備する工事(以下「関連工事」とい う。)を行っている。 公共工事の品質確保の促進に関する 法律には、設計図書に適切に施工条件 を明示するとともに、必要があると認	浄水部は、令和4年12月14日付 通知文により、系列事業所に対し、記述、 物工条件明年12月15日においての徹底について高いで、 ののは、同年12月18長代で、 のの対し、一方では、 のの対し、再発防止のの徹底を図った。 図った。、令和5年1月12日付で、 同に対し、 一局に対し、 一局に対し、 一局に対し、 一局に対し、 のの間のの間のの間のの間のの間のの間で、 のの間のの間で、 のので、 のので
	ア イ ウ エ	フ アイウエ ・	る請負契約の根幹を成すものである。 局は、施工条件の明示を適切に行わ	
34	水道局	(連施 事で) 壁の が 最設 で が 最い が で が の が の が の の が の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の の の の の の の の の の の の の	備棟を新築している。 局積算基準によると、設計図書で指定した外壁タイル改良圧着張りは、建設資材定期刊行物の掲載価格を参考に単価を設定しなければならない。 しかし、局は、誤って改良圧着預りよりも単価が高い外壁タイル接着剤張りの局単価を基に単価を設定している。このため、積算額が過大なものとなっている。	浄水部は、令和4年11月7日付通 知文により、系列事業所に対はい 算標準単価表に掲載されてい 準単価表に掲載され 算標準単価表に掲載され 算に 基準に 場合は、局積 第一を設定するとと も 再を設定 は る 表 と る 再 を 設定 は る に 、 の 審 査 体 制 知 し た。 ま た 、 局 に に 、 局 に 、 局 に 、 の 審 査 に 、 る ま た 、 。 、 。 ま た 、 。 、 。 ま た 、 。 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
	ア イ ウ エ		適正に行われたい。	の周知徹底及び注意喚起を行った。

			_	
35	水道局	コト管て適導ベン工理受切・きり施つ者指督の一工いをする	局は、工事請負別により、配水小管の布政管工工事請負別により、では、、では、、では、ののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	東部第一支所は令和4年10月24日に、東部第二支所は令和4年10月17日に、表別では令和4年10月17日に、それぞれ工事監督員(政、コンクリートを通正に行うようのでは、令和4年10月28日のにおが、中間のは、令のは、一年ののは、本事例のでは、後代のでは、後代ののでは、大きのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
			局は、コンクリート工の施工管理に	
	1	2	ついて受注者を適切に指導・監督されたい。	
	アイウエ	アイウエ		
36	下水道局	特おきのをう 八るに 八る開 八る開 で で の で の の の の の の の の の の の の の	でで、よれたので、よれている。 一点でで、よれで、ので、は、大いので、は、大いので、は、、ので、ないでででででで、ないで、ないでででででででででででででででででででで	事監査の指摘を踏まえ、鉄筋量を増やすことで開口部の安全性を確保するとの構造計算を構造に変更するありまる構造に変更するとした。特殊人孔は現場来等るとした。特殊人孔は現場来すると、本変更方針を現場へびき設計図書に交更依頼書を令記書に交更依頼書を令記者に交通を得た。 【1一工】
	アイウエ	アイウエ		
	0	0 0		

37		コト算行の 2 中積にも	機、ク、間本たク、ト。事な基、ンプ、でクで計計 適になが、ないのでは、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力	① 再子務注【 再1務場かを行 エ7コを 7プ内よ【 1計グ展 内知て防 監 毎し かれ 4事受 設年事現ンとを ト年るト 年ン力る 月設ン平 部周 発 事。に 一般 4事受 設年事現ンとを ト年るト 年ン力る 月設ン平 部周 発 事。に 個本 4事受 設年事現ンとを ト年るト 年ン力る 月設ン平 部周 発 事。に 側に 1 第 2 数年事現ンとを ト年るト 年ン力る 月設ン平 部周 発 事。に 側に 2 数年事現ンとを ト年るト 年ン力る 月設ン平 部周 発 事。に 側に 2 数年事現ンとを ト年るト 年ン力る 月設ン平 部周 発 事。に 側に 2 数年事現ンとを ト年るト 年ン力る 月設ン平 部周 発 事。に 側に 2 数年事現ンとを ト年るト 年ン力る 月設ン平 部周 発 事。に 側に 3 が 4 が 5 が 6 が 7 が 8 が 8 が 9 が 8 が 8 が 9 が 8 が 9 が 8 が 9 が 9
	アイウエ	ア イ ウ エ		知していく。【2-エ】

局は、ポンプ所等の建設工事に当た 局は、局基準を令和4年10月1日 り、吾嬬ポンプ所発電機棟建設工事監 に改定し、工事監理等委託料の算定に 理等委託ほか3件により、工事監理等 係る記載を、告示98号に準拠した内 容とした。 業務を委託している。 ろで、建築士法では、国土交通 また、計画調整部技術開発課は、令 和4年9月27日及び28日に局基準 大臣は工事監理受託契約の業務報酬基 準を定めることができるとされてお の改定説明会を行い、改定した工事監 り、国は業務報酬基準を昭和54年建 理等委託料の算定方法で積算すること 設省告示第1206号で制定し、平成 を周知した。【1-エ】 21年国土交通省告示第15号(以下 局は、今後は速やかに改定できるよ 「告示15号」という。) で改正して う、局基準を国や財務局の記載に合わ いる。その後、平成26年に建築士法 せ、改定箇所を早期に特定できるよう が改正され、工事監理受託契約を締結 な記載内容に変更した。【2-ア】 局は、令和4年12月19日に工事 しようとする者は、業務報酬基準に準 拠した委託代金で工事監理受託契約を 監査フォローアップ研修を実施した。 [2-エ] 締結するよう努めなければならないと 定められた。また、平成31年1月 に、平成31年国土交通省告示第98 号(以下「告示98号」という。)で 業務報酬基準を再度改正するととも に、官庁施設の設計業務等積算基準及 び官庁施設の設計業務等積算要領(以 下「国基準等」という。)を改定して いる。 これを受けて、東京都建築工事関係 共通基準である設計等委託料積算標準 においても、平成31年4月に、告示 98号等を参考に委託料の算定方法を 工事監理等 改定している。 委託料の算 そこで、委託のうち2件の工事監理 下水道局 定基準を適 等委託料の算定に適用した局積算基準 切に改定す (調査・委託編。以下「局基準」とい 38 べきもの う。) 令和元年10月版、ほか2件の 工事監理等委託料の算定に適用した局 基準令和3年10月版をそれぞれ確認 したところ、何れも工事監理等委託料 の算定に当たっては、旧業務報酬基準 である告示15号及びそれに基づく国 基準等を参考にしており、局基準平成 30年10月版から委託料の算定方法 を改定していないことが認められた。 このことについて局は、局基準令和 4年10月版で告示98号等を参考に 工事監理等委託料の算定基準を改定す る予定であるとしている。また、算定 基準の改定に時間を要している理由と して、告示98号の改正を受けて、局 基準の記載内容や積算システムの改修 内容の精査を開始したものの、局基準 以外にも改定が必要な基準類があり、 それらを優先したためとしている。 しかし、平成31年1月に告示98 号が公布されてから監査日(令和4年 6月2日) 現在まで3年以上の間、告 示98号に準拠せず工事監理等委託料 を算定していたことは、業務報酬基準 に準拠した委託代金での契約に努める とを求めた建築士法改正の趣旨に反 しており適切でない。 局は、工事監理等委託料の算定基準 を適切に改定されたい。 2 イ イ ウ エ T ウ

多39		危扱るをう 険い施適べ 物に工正き の関管にも 取す理行の	でである場合では、大学のである。 では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学	庁は、新たに「消防法に基づく危険物の取扱いう表(監督員用)」を作成し、令和4年3月30日の徹底を行った。「は、令和4年3月30日にを行った、庁代代理会議を開催し、では選問の周知徹底を行った。「は一年では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本
ア	アイウエ	アイウエ		

【意見・要望事項】

	兀	安	主手	* 45	Į J				
番号		対象. (団体	(2		事	項		監査結果の要約	講じた措置の概要
			措置	置区分					
40	港湾			防のにイの	災照おド見い	設るイし	揚計ガンこ		照明の設置を取りやめ、これに則り今後整備を行う。【1-エ】 局は、令和4年10月6日付通知文で、「東京港防災船着場付帯施設整備ガイドライン」の改定内容を防災船着場の各整備部署に対して周知を図った。 また、局のポータルサイトに掲載することで局内に重ねて周知を図った。
			0)			\bigcirc		
			Ü)		

[令和3年度各会計歳入歳出決算審査]

【指摘事項】

	対象局	-te-seri		
番号	(団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置	区分		
41	教育庁 1 ア イ ゥ エ	調定額及び額 で額 で額 で で で で る も の と る も の と て し し て し る し る し る し る し る し る し る し る	(款)使用料及手数料(項)使用料(目)教育使用料において、調定額及び収入未済額が各10万115円過小に計上されている。	吸入 では ステム は 大田 では ステム に 計 1 1 1 5 日 に では ステム に い で に ま で に ま か に か に か ま で に か た で に か た で に か た で に か た で に か た で に か た で に か た で に か た で に か た で に か た で に か た で と か き で か ら で か ら で か ら で か ら で か ら で か ら で で で で
		0		
42	教育庁	調定額及び 収入未済額 が過大計上 となってい るもの 2	(款)諸収入(項)雑入(目)雑入 において、調定額及び収入未済額が各 46万円過大に計上されている。	過大に計上されていた調定額及び収入未済額各46万円についた調定額及び収入未済額各46万円についてステムに年6月27日に、財務会計システムにより更正処理を行った。【11一校教見工の一方の一方ででは、一方の一方ででは、一方の一方ででは、一方の一方ででは、一方の一方ででは、一方の一方ででは、一方の一方ででは、一方の一方ででは、一方の一方の一方では、一方の一方の一方では、一方の一方の一方では、一方の一方の一方の一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、
	アイウエ			N 2/C0 12 -1
	0	0		

[令和4年財政援助団体等監査]

【指摘事項】

	対象局	-1		
番号	(団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置	区分		
43	総務局(東 京都公立大 学法人) 1	契約変更手 続を適切に 行うべきも の 2	テム 東大 東大 東大 東大 東大 東大 東大 東大 東大 東大	公法総会第333号「知知報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告報告報
	アイウエ		法人は、契約変更手続を適切に行われたい。	
44	総務局(東京都公立大学法人)	要望を 望起 変 変 変 変 を 変 し の の の の の の の の の の の の の	ていることが認められた。 このことについて法人は、①の工事 契約締結後に学内から新たな改修要望	な「契約事務チェックリスト」を配布 し、契約案件についての適切な競争 性、透明性の確保を図った。 生、透明性の確保を図った。 また大は、令和5年2月2日付4産技事管荒第801号「医工連携 をでプロジェクトの推進体制のにおいて、今後の工事計場について、今後のではおいて、の素にはおいの素にあたった。 素職員が集まる医工連携を適切に実施
	アイウエ			

最大に交付された補助金866万年					
局は、要綱により、交付年度において幼児教育に関する知識・方法を年間を通じて無料で地域住民のために提供している場合は、私立学校経常費補助金の中の地域教育事業補助として、対象事業数に基づき補助金を交付している。 この補助については、手引によれば、「年間を通じ行っていること(少なくとも1学期1回以上、名。 また、局は、「新型や1で力が表」として、対学校と人間では、「「新型サインのでは、手引き」に「事業を予定に私ば、「年間を通じ行っている。」また、局は、「新型サカ育助成金調査表(B表)記できなかった場合は速や子に私で、「対し、「大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大	45	ポーツ局 (学校法人 愛国学園) 	常費補助金 を返還すべ きもの フ マ イ ウ エ	綱及手引に対している。 本務教職員人生養を 大学をでしている。 大学をでしている。 大学をでしている。 大学には、 大きには、 大がいる。 大が、 大がいる。 大がいる。 大がいる。 大が、 大が、 大が、 大が、 大が、 大がいる。 大がいる。 大がいる。 大がいる。 大がいる。 大がいる	9,600円については、学校法人愛 国学園に対して返還を求めた。 別に対して返還を求めた。 別に対して返還を及びれ、 のの返還を及びれ、 別に、補助金が提出され、 別に受ける。 別には、 別には、 別には、 別には、 別には、 別には、 別には、 別には、
て幼児教育に関する知識・方法を年間 を通じて無料で地域住民のために提補助金の変費及び事務の改善に保入でる大書等 金の中の地域教育事業補助として、対象事業数に基づき補助金を交付している。 この補助については、手引によれば、「1ーア】 る。この補助については、手引によれば、「年間を通じ行っていること(少なくとも1学期1回以上、年いる。また、局は、「新型コロナウイルス。議染底に関する私力学校教育助成金調を予定に私資費遺費・(学校法人機園) 生活文化スポーツ局(学校当人機園) (学校法人機園) (学校法人機園) (本語) (本語					
	46	ポーツ局 (学校法人 桃園学園) 	常費補助金 を返還すべ きもの (ア)	である。こ、く施ま染票学しです学けよ交のい大の補認れ交校返出では教でしてい中業の「と)た症に期、3も校るり流交での補認れ交校返出では教が通びの事。こ、く施ま染票学しです学けよ交のい大の補認れ交校返出では教が通びの事。こ、く施ま染票学しです学が過では教がのでは、など、のでは、1年末の大学の大学のは、1年末の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	ついては、学校法人桃園学園に対して 返還を求めた。同法人からは、補助金 の返還及び事務の改善に係るてんれた。 長田た。 「1ーア」 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次

47	ポーツ局 (学校法人	私立学校経 常返還 で もイ)	にを定対している。 にをに関では教づ。こ、くを実」感査りし男子を補い地の会事。こ、くを にを記すている。こ、くが、のにというなど、では、など、では、など、のでは、など、のでは、など、のでは、など、など、など、など、など、など、など、など、など、など、など、など、など、	ついては、学校法人松かぜ学園に対して返還を求めた。同法人からは、補助金の返還及び事務の改善に係る1年15日に選出された。【1-ア】 補助金の返還が生じる場合、返還手続が確実に行われるよう、令和5年度より「私立学校教育助成金調査表(B表)記入の手引き」に「事業を予にあり実施できなかった場合は速やかに私
	ポーツ局 (学校法人	私立通信制 高等学被助金 常費選す をもの 2 ア イ ウ エ	ている。 学校法人科学技術学園の科学技術学 園高等学校(通信制)に対する補助金 の交付状況を見たところ、令和2年度 及び令和3年度において、補助金額の 算定基礎となる都内在住生徒数に都外	学技術学園に対して返還を求めた。同法人からは、補助金の返還及び事務の改善に係るてん末書が提出され、令和5年3月2日に返還された。 【1-ア】 令和4年度補助金の実績報告の提出
		0		

49	都市整備局 (株式会 多摩ニュー タウン開発 センター)	契約事務規程に基づ額を 予設定すべき もの 2 ア イ ウ エ	会社は、契約の公正性及び経済性に 資することを見納事務取扱要綱」を 行して、契約の公正性及び経済事を 行して、契制のととのとして、契約のととを 規程して、契約のととのでで、 規程はよりのではない、原則的でははるのでで、 規程はよりのではない。 規程はよりにない。 のではないではない。 をおいではない。 をおいではない。 をはいればない。 をはいればない。 をはいればない。 をはいればない。 をはいればない。 をはいればない。 をはいればない。 をはいいのでは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは、とは	会社は、令和5年2月14日に、会社の全体会議において、この度の指摘内容及び契約事務規程等を使用し、注意喚起を行った。 また、令和5年2月14日に、担当者向けに説明会を開催し、当該指をしている。 またに説明ら、契約予定価額を正しながらとことについて周知を行い、再発防止に取り組んだ。【2-エ】
50	福祉保健局 (社会ばと イ フ マ フ の	補助金を返るの (ア) 2 r / ウ エ ○	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育の名。 社会福祉推進事業補助金をるお設置等業補助金をのる。 社会を育り、にはと会が設置等にはと会が設立を発展では、大きなでは、大きながでは、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが	四大学院 一大学院 一大学院 一大学院 一大学院 一大学院 一大学院 一大学院 一大工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工

51	福祉保健局 (社会峰 会)	補助金を返 を の (イ)	局は、社会福祉法人等業補助金をで付して、東京都保育サービス。 主会福祉法人等業補助金をで付して、東京都保育ののののののののでは、特別ののののでは、特別ののののでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	4,000円について、令和5年3月 10日付で法人から返還を受けた。 【1ーア】 ①補助制度に係る説明資料を、より令 5年2月3日に発表した。 5年2月3日に配が必善した。 5年2月3日に配が必要年2月 5年2月頃一上とに記が、 12年加資料をにまととり 表にまととり 根拠資による月 24日により 【2ーエ】 ②本事業など明を対した。 で成方和5年3月30日に配できるよりに もの施設にできるが、 で成方の施設が がの一覧表や施設が した。その際、 10の一覧表や施設が
	アイウエ	アイウエ]	

522	福祉保 (法 (法 (法 (法 (法 (本 (本 (本 (本 (本 (本 (本 (本 (本 (本 (本 (本 (本	補還の 金ださ) 2 ウ 〇	東交 る育日保う象 に件額 しきわ 保ど過 と返 求 が かった に	根拠資料を一覧表にまとめ、同年2月24日にホームページに掲載した。 【2ーエ】 ②本事業の制度説明や実績報告書の作成方法などの説明をインターに配信し、ように令和5年3月30日に配信し、ようにしたの施設担当者が確認できるようにした。その際、①の一覧表や施設うにした。その際理・作成しやすいように拠資した参考様式について紹介を底と関った。【2ーエ】
	\odot			

京都保育サービス推進事業補助金を交 いて、令和5年3月9日付で法人か付している。			
対象外の児童を加算対象としていたことにより、実績額に誤りが認められた。このため、令和2年度分で72万円が過大に交付されている。法人は、実績報告を適切に行うととは、海大法をどの説明をインターネットもに、過大に交付された補助金を返還されたい。局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。 「は、法人に対し補助金の返還を求められた。その際、①の一覧表や施設があられたい。」は、法人に対し補助金の返還を求められたい。 「は、法人に対し補助金の返還を求められた。その際、②の一覧表や施設があられたい。」は、法人に対し補助金の返還を求められたい。 「は、法人に対し補助金の返還を求められた。その際、②の一覧表や施設があられたい。」は、法人に対し補助金の返還を求められたい。 「は、法人に対し補助金の返還を求められる。このため、令のを考検式について紹介を行いた。その際、②の一覧表や施設がある。とを考様式について紹介を行い、申請の説は、法人に対した。のでは、一定対した。のを考した。その際、②の一覧表や施設が、地資料等を管理・作成した。その際、②の一覧表や施設が、地資料を管理・作成した。このを考した。その際、②の一覧表や施設が、地資料を管理・作成した。その際、②の一覧表や施設が、地資料を管理・に、「2ーエ】(3)申請を管理・には、「2ーエ】(3)申請をを管理・に対した。このため、「2ーエ】(3)申請をを考した。このに、「2ーエ】(4)実績報告書と保管様式の数値の不要を防ぐ自動計算機能を設けたファースを可能を表した。	(社会福祉 環すべる) プログラス (土)	京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 社会福祉法人妙泉会が設置する貫井保育園で、特別保育園で、特別保育の支援にはいたのうち育児困難家を加算としていたいたとにより、実績額に誤りが認められた。 このため、令和2年度分で72万円が過大に交付されても高。 法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、法人に対し補助金の返還を求	いでである月 のでは、 ので
$\frac{1}{2}$ やすいよう、 $\frac{2}{2}$ やすいよう、 $\frac{2}{2}$ やすいよう、 $\frac{2}{2}$ とないよう、 $\frac{2}{2}$ とないよう $\frac{2}{2}$ と		r.	ルの配布方法を改善し、施設が利用し やすいよう、CD-ROMに格納して 送付する方法により、令和5年2月3
◎ 目に配布した。【2-エ】	© (
付している。	(社会福祉 環ずべき 法人やすら の (オ) (本) (本) (本) (本) (本)	京都保育サービス推進事業補助金を交付している。 社会福祉法人やすらぎ会が設置する 桜台保育園で、特別保育事業等推進加 算のうち零歳児の延長保育事業にとに 大り、実績額に誤りが認められた。 このため、令和2年度分で53万 4,000円が過大に交付されている。 法人は、実績報告を適切に行うとと もに、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、法人に対し補助金の返還を求	4,000年3月14日年3月14日中で、一次では、一次では、「11日前では、「11日前では、11日前では、「11日前では、11日前では、「11日前では、11日前には、11日前にはは、11日前にはは、11日前にはは、11日前にはは、11日前にはは、11日前にはは、11日前は、11日前にはは、11日前にははは、11日前にははははは、11
	アイウェアイ		送付する方法により、令和5年2月3日に配布した。【2-エ】

55	福祉保健局 (社会福祉 法人六踏 園)	補助金を返 還すべきも の (カ)	りが認められた。 このため、令和2年度分で26万 4,000円が過大に交付されている。 法人は、実績報告を適切に行うとと もに、過大に交付された補助金を返還 されたい。	過大に交付した補助金26万 4,000円について、令和5年3月 9日付で法人から返還を受けた。 【1ーア】 ①補助間度に係る説明資に配が、より令 5年2月3日に各施設に配が、まり令 5年2月3日に各施設に配がととなり 5年2月3日にとに保管がめ、 5年2月3日ごとに掲載した。 4日ごとに場した。 4日ごよる 根拠資料を一近と掲載した。 【2ーエ】 ②本事業がの明を対した。 【2ーエ】 ②本事業がの一覧表にでやかいように が方和5年3月30日にご表でかいように が方和5年3月30日にご表がに が方和5年3月30日にご表がに が方の一覧表にでやがいように が方ので表がいた。 で成した。その管理・作成した。 を管理・作成した。 を考様式について紹介を行
	1 アイウエ ③	2 アイウエ 〇〇		にないよう周知徹底を図った。【2-事務負担を軽減し、のた。【2-事務負担を軽減し、適次申請を受けるを選がし、のた。【2-事務負担を軽減し、適次申請を支援するため、相した。と2・事が可能な施設を20施設が要にが要なではながであることとし、10年のではではできる。【2ーウ】のではないでは、10年の
56	福祉保健局(社会を行う)	補助金を返をででいます。 (キ)	推進加算のうち零歳児の延長保育事業において対象者の人数算定を誤ったことなどにより、実績額に誤りが認められた。 このため、令和2年度分で175万5,000円が過大に交付されている。 法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。	5,000年31 の00円間では、では、大学のでは、では、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の
	T I T I I </td <td>ア イ ウ エ</td> <td></td> <td>ルの配布方法を改善し、施設が利用し やすいよう、CD-ROMに格納して 送付する方法により、令和5年2月3 日に配布した。【2-エ】</td>	ア イ ウ エ		ルの配布方法を改善し、施設が利用し やすいよう、CD-ROMに格納して 送付する方法により、令和5年2月3 日に配布した。【2-エ】

57	福祉保健局(ベルカント保育園)	補助金を返 で の (ク)	局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金をでして、個人事業者が設置するベルカント保育園で、保育園で、保育大学をできるでは、大学をできるでは、大学をでは、大学をでは、大学をでは、大学をでは、大学をできる。 このたいでは、大学をできる。 このたいでは、大学をできる。 このたいでは、大学をできる。 このたいでは、大学をできる。 このたいでは、大学をできる。 このたいでは、大学をできる。 このたいでは、大学をできる。 このたいでは、大学をできる。 このでは、大学をできる。 このでは、大学をできる。 このでは、大学には、大学には、大学には、大学には、大学には、大学には、大学には、大学に	で表すのである月 で表すのである月 で大いなでは、大いなというでは、いっ中中(可設ムに実施である)を24日のでは、では、大いなとのでは、大いなが、大いなが、大いなが、大いなが、大いなが、大いなが、大いなが、大いなが
	- 1 ア イ ウ エ ◎	フ ア イ ウ エ		送付する方法により、令和5年2月3日に配布した。【2-エ】
58	産業労働局 (公益財団 法人東京都 環境公社)	業状たをうに支てめの のに約切と過に還べ 実応変にも大つをき 2	存ガソリを発生を を対ソリンスタンドに水素ステー等を 供する際に設計と と事では、といるでは、 といるのでは、 とののでは、 とののでは、 を変更を とののでは、 を変更を のののでは、 を変更を のののでは、 を変更を のののでは、 を変更を のののでは、 を変更を のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、	局は、本業務委託契約において、実 績がなく過大に支出した費用につい て、令和5年1月30日付協議書によ り公社に返還を求めた。 公社は、令和5年3月9日に、過 大 な支出金を返還した。【1-ア】 また、局は、受託者と委託者の間で 確実な情報共有が可能となるよう仕様 書を修正し、契約変更を適切に きるようにした。【2-イ】
	T / ウ エ ○	ア イ ウ エ 〇 0	出について返還を求められたい。	

59	(公益財団 法人東京都	生 注 注 注 注 き さ べ で う で う く く く く く く く く く く く く く く く く	お。売し山蒸るを能紐でにと等 とでは、です書ののよりでは、 を生しる、がす量であるとでは、 を生したでは、がいるをのは、がいるでにかにかいた。 で額のさて棚す庫現て管堆堆控こで、をりででは、 を生したが、がす量にと少管。す配入売の。く、上仕で、 で額のさて棚す庫現で管堆堆控こで、をりでで、 とでは、ではと理本べ付承上管ととであるとでは、 でででは、がす量にと少でである。 でででは、がす量でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	財団は、令和4年9月15日からあらかじめ領書に連番を付し、その年1月23日に、中国を運搬するホイルローダーの運搬ででは重要に不数を乗してがあるにより棚卸しを行った。 【1ーエ】 四半期ごとに棚卸した。【2ーウ】
60	産業労働局 受験 受験 受験 を 受験 を 受験 を で の で を を を が で の を が で の り の り の り の り り り り り り り り り り り り	支明でに付う 接確き基決べ 内容区資きをも 2 イ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ	ている。都からのチャレンジ農業支援 事業費補助金が助成金の財源となっている。 この事業では、専門家による支援の 成果とこれを元に行われる委託の成果 の一部が重複する可能性があり、その	点)」及び「選定事業者の名称及び選 定理由」の記載欄を追加した。また、 助成金審査会において、専門家派遣と
		0 0		

61	産業労働局 (公益財団 法人東京都 農林水産振 興財団)	分収林契約 に契に と に と を 直 と き さ し へ よ べ よ き す ず 導 の る さ さ て く く く く く く く く く く く く く く く く く	りいずれも不採算であったため、立木 のまま所有者へ無償譲渡していたが、 解約契約書第4条第2項に、返還後5 年間は森林循環促進事業(主伐事業)	局は、分収林事業について、森林循環促進事業の推進を図るため、解約契約書第4条第2項を削除することとし、令和4年12月に財団と協議した。 財団は、令和5年1月に解約契約書第4条第2項を削除する処置を行った。【2-イ】
62	中央 明売 市八 来 来 大 イ フ イ フ エ	補確定をう。 ・		地方卸売市場施設整備事業費補助金の 交付事務処理について)に基づき、補 助金の額を確定するための調査におい て、確認項目や留意点を記載した チェックリストを活用して確認及び記 録を行うことにより、補助事業に補助 対象外の経費が含まれていないかな ど、適切に確認を行うこととした。

63	建設局(公益財団法人東京動物園協会)	(事で 事で 事で を を が に が に が に が に が に が に の に の に の に の に	協会は、指定管理者として、各動物園の施設、指定管理者として、各動物団の施設、設備の補修及び修繕を行っいる。 協会では、1件150万円未満なのの予定金額のでは、1件150万円未満指のでは、30万円未活指のでは、30万円未活を店のでは、1件150万円未満を店のでは、30万円未満を店のでは、1年ののでは終われる。は、からによるがいいる。 (以下「指定の確認を行っては、20万分による。 (以下「精定の確認をしていいる。) は、20万分による。 (以下「精定のでは、20万分による。) は、20万分による。 (以下「精定のでは、20万分により、20万分により、20万分により、20万分によりのではよりのではよりのでは、20万分によりのではよりのではよりのでは、20万分によりのでは、20万分によりのではよりのではよりのでは、20万分によりのでは、20万分によりのでは、20万分によりのではよりのでは、20万分によりのではよりのではよりのでは、20万分によりのではなりのではなりのではなりのではなりのではなりのではなりのではなりのではな	協会は、指定店工事発注に先立ち、 その必要性と緊急性を明記した「指定店工事発注理由書」の作成を義務付け、全案件の緊急性を本社で確付することとし、令和5年4月1日付でアルをする要領と維持管理事務マニュアルを設に。【2-ア、2-ウ】協会は、令和5年1月20日開催の施設課全体会にて、指摘事項を周知するとともに、改正内容を周知し再発防止を図った。【2-エ】
	1 ア イ ウ エ	もの 2 アイウエ 〇 © O	用上必要となる補修等を行うことを目的としている。 恩賜上野動物園、葛西臨海水族園及び井の頭自然文化園は、指定店工事により補修を行っては工事内容から見て、いずれも緊急に行う必要が認められず、指定店工事により補修したことは適正でない。 協会は、緊急に行う必要がない補修について、指定店工事によらず、通常の契約方法により行われたい。	
64	建設局(公 益財団法人 東京動物園 協会)	(事で不いく上契よ行の指に)具て記で約りう店いにれし正法修きエ つなたなにをも	恩賜上野司の大学では、	るとともに、改正内容を周知し再発防
	1 アイウエ	ア イ ウ エ	みを改められたい。	

	(指定店工事について) 建設副産物の処分にもり適正をものとりできます。 を マーマー マーマー マーマー マーマーマー マーマーマー マーマーマー マーマーマー マーマー マーマー マーマー マーマー マーマー マーマー マーマー マーマー マーマーマー マーマー マーマー マーマー マーマー マーマー マーマー マーマー マーマーマー マーマーマー マーマー マー	恩賜上野動物園では、シロテテナガ ザル舎擬ツタ神修工事において、擬タ6 本の処分費3万年享を見たところで、 処分状況の記録写真を見たところで、 処分状況のがあるとしている。 ましたが再利用っていない。 このため、擬ツタ3本分の処分費1 万5,000円が過大に支払われてり、適正でない。 協会は、指定当に出する建設適 産物の処分にとまる り、適上でない。 協会は、指定当における建設 を物の処分にといる。 協会は、指定当における建設 を物の処分にといる。 は、一方のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	協会は、過大支出となった擬ツタ3本分の処分費1万5,000円の返還を請求し、令和5年1月31日に返還された。【1-ア】協会は、契約後、建設副産物の数量が変更となった場合には設計変更をで消費管理事務マニュアルを改訂した。【2-ウ】協会は、令和5年1月20日開催の施設課全体会にて、指摘事項を周知するとともに、改正内容を周知し再発防止を図った。【2-エ】
益財団法人 東京動物園 協会)	(事て工当副分る維務ルベ指に)事た産をと持マをき定り物確と管ニ改もでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでしてでして	を行っている。 工事契約に基づき、取り外した水中 ポンプ、電気温水器、配管類を建設副	た後、工事完了とすることとし、令和 5年4月1日付で維持管理事務マニュ
建設局(公益東京)	施設の (()) (()) (()) (()) (()) (()) (()) ((改定されたい。	協会は、速やかに有効な工事を実施するため、緊急工事の起工前に施設課職員と現場状況の把握及び工事内容を検討するとともに、東部公園緑地事務所と協議を行うこととし、令和5年4月1日付で維持管理事務マニュアルを改訂した。【2-ウ】協会は、令和5年1月20日開催の施設課全体会にて、指摘事項を周知し再発防止を図った。【2-エ】
アイウエ	ア イ ウ エ	実施されたい。	

68	益	設局(2) 財団法 <i>)</i> 京動物 (2)	\	基本が処理を	こ会 と行	計	外結営 を理び、 を理び、 を理び、 を理び、 を理び、 を理び、 を理び、 を理び、 を理び、 を要が、 を要が、 というで、 というで、 というで、 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできなが、 をできる。 をででででる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 ででできる。 でででとめる。 ででできる。 でできる。 でできる。 でできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 でででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	協会は、令和4年度決算から、指定管理事業以外の事業については指定管理事業の区分で経理せず、固有公益事業に経理した。【1-エ】協会は、令和5年1月20日に経理担当者月例会議(経理第一係・第二係シーティング)を行い、指摘事項の内容と、今後の会計処理の方針について周知徹底した。【2-エ】
	ア	1 イ ウ	Н	アイ	2 ウ	エ	ない。 協会は、基本協定に沿った会計処理 を行われたい。	
69	益	1	人 園	(と水いテラ約正き要な設てレ調手にも・	っ	排つ メ契適べ	は、、 が が が が が が が が が が が が が	協会は、指定店工事発注に先立ち、 その必要性と緊急性を明記した「指定店工事発注理由書」の作成を義務付け、全案件の緊急性を本社で確認することとし、令和5年4月1日付アルを改訂した。【2-ア、2-ウ】協会は、令和5年1月20日開催の施設課全体会にで、指摘事項を周知し再発防止を図った。【2-エ】
	ア	イウ	エ	アイ	ウ	H (通常の契約手続により適正に行われたい。	
				\cup	\odot	\cup		

ンバス発着所の整備工事の中で、木製 11月15日開催の課長代 (ライオン バス発着所 の乗降口に	東部公園緑地事務所は、令和4年 11月15日開催の課長代理会において、指摘事項を周知するとともに、指 定管理者との設計の確認時には、イラスト等を用いたイメージの共有に取り 組むなど、十分な協議・調整を行うよ う注意喚起し、再発防止の徹底を図った。【2-エ】	
理者との連携を密に図り、来園者に配 1 2 慮した施設となるよう十分な検討を行 ア イ ウ エ ア イ ウ エ われたい。		
(ライオンバス発着所の乗降口に	りれ 適と理一 で で で で で で で で で で で で の で で の で の で の で の で の の の の の の の の の の の の の	
アーイーウーエーアーイーウーエー 協会は、発生材の処分について履行		

72	建設局(公人 東京動物園 協会) 1 ア イ ウ エ	シャ ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア	恩賜上野・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・	協会は、令和5年度の運行契約について、令和5年2月26日付で企画提案方式により事業者を決定した。 【1-エ】 公園緑地部は、令和4年11月12日付事務連絡は現在の運行契約への適用を求めるものではない旨、協会に対し改めて通知した。【2-エ】
73	建設局(公益財団法人 東京都公園協会) 1 ア イ ウ エ	きもの 2	精算について見たところ、「入園者数日別集計表」には、日ごとの入園整理券の販売枚数が書かれているが、その根拠となる資料が添付されておらず、会社から報告された販売枚数が正確であるかを協会が確認することができない状態であることが認められた。 協会は、入園整理券に係る販売枚数	

74	建設局(公益財団法人東京都公園協会)	瑞江葬儀所 使用料の 収事務を で で き もの	東京都瑞江葬儀所の使用料、 東京都瑞江東京の管理運送をでは、 東京では、 東京では、 東京では、 東京の後には、 大子で、 大学で、 、学、 、	協会は、令和4年10月に番号が振られていない帳票を廃棄するとと損じ、一会後は適正な連番管理(書き新しい番号で帳票の書損処理・保管、別のようニュアルを改訂した。【2ーウ】 協会は、令和4年10月30日開催の事務所ミーテク及び同年11月15日開催の事業議において、「2ーエ】 園葬儀項を周知し、手続の適正化にいて注意喚起を行った。【2ーエ】
	1 ア イ ウ エ	2 アイウエ ◎ ○	理の趣旨に沿った事務処理となっておらず、適正でない。 協会は、帳票の取扱いを改め、瑞江 葬儀所使用料の徴収事務を適正に行われたい。	
75	建設局(公 益財団法人 東京都公園 協会)	規程に従っ て契約事務 を行うべき もの	る。	
	- 1 ア イ ウ エ		そこで、協会が規程の定めに従って 契約書を作成しているかについて確認 したところ、3件の委託契約について 契約書の作成を省略できると誤認した ため、契約金額が250万円以上の契 約であるにもかかわらず、契約書の作 成を行っておらず、適正でない。 協会は、規程に従って契約事務を行 われたい。	

76	建設局(公 益財団法人 東京都公園 協会) 1 ア イ ウ エ	(に契変契て手にも 契つ約更約契続行の 変で間べつ変適べ で d ア d ア 元 プ ウ エ	月19日までと定めている。 ところが、新型コロナウイルス感染 症対策による緊急事態宣言の影響によ り、令和3年6月13日に受託者にラ イトアップを実施させた。	
77	建設局(公 強財団法人 東京都公園 協会)	(に契変契て手にも) (に契変契で手にも) で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	本と枯損木伐採1本を行い、その発生 材処分をで、この契約について見たところでで、この契約につい容に相違が そこ契約内容と完了届の内容に相違が 見たとについて、協会は、完了数 見たとにのいて、契約内容より が多れたととにからさいで、契約内容とに が多にといるではないであるとにが が多とことを額はそのままで がところ、頭は たとこの回答をことなく、 検査合格とし、	更手続を行うことを明記した。 【2-ウ】 協会は、令和4年10月28日開催の維持係長会議及び同年11月15日開催の公園事業部部課長会議並びに同月24日開催のエリア担当係長・副園長会議において、指摘事項を周知し、契約変更手続及び履行実績の確認が適正に行われるよう注意喚起した。

	1			
78	建設局(公益財団法人東京都公園	契続実をうに支掃てめの変びの正と過って還べ変履確にも大たつをきり履確にも大たつをきました。	る。この契約に基づく園路清掃及び植 込地清掃に係る契約額については、年 間作業面積(1回に行う作業面積第二年間清掃回数)に契約単価を乗じていて している。また、園路清掃については 通常期は拾い掃き清掃を、落葉期は落 葉清掃を行うとし、これらの作業、両者 象となる園路は同じであるため、横書に ではないと仕様書に	催の公園事業部課長会議、同月18日 開催の文化財庭園課庭園所長会及び同 月24日開催のエリア担当係長・副園
	ア イ ウ エ	アイウエ	支払った清掃費について返還を求められたい。	
79	建設局(公益財団法人	消毒用薬品の切に行うべきもの	で使 扱る し8。状時過 液中 次。期月 たてっ薬取って使 扱る し8。状時過 液中 次。期月 たてっ薬取った で使 扱る し8。状時過 液中 次。期月 たてっ薬取った が開限薬書と会り予こつ、薬そ加い稼またにの会タしし使明と が開限薬書と会り予こつ、薬そ加い稼またにの会タしし使明と が開限薬書と会り予こつ、薬そ加い稼またにの会りたにををろ置た補夕棄た一日ま回の大毒残、ををりでで使か水薬い置書を置た補夕棄た一日ま回の大毒残、ををりでで使が水薬い置書を置た補夕棄た一日ま回の大毒残、ををりでで使が水薬でである地ででは、定でい前品れして働で、おい始品量こ装が開展薬書と会り予こつ、薬そ加い稼またで、おい始品量にで液限お切ると、には、でで、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の、の	【1-エ】
	ア イ ウ エ	ア イ ウ エ	協会は、消毒用薬品の使用を適切に 行われたい。	

れたい。	80	建設局(公益財団法人東京都公園協会)	管務取有る適べ 選にはす産扱にもの 業て公係をう	担当に対して①、②の手続を執らなかったことが認められた。 そのため、監査日(令和4年10月12日)現在、当該工作物が公有財産台帳に登録されておらず、適正でない。 協会は、管理運営業務によって取得する公有財産に係る手続を適正に行わ	【1-ウ】 公園、手続の漏れを防空で工物では、手続の漏れを防空で工物で大力で大力で大力で大力で大力で大力で大力で大力で大力で大力で大力で大力で大力で
本協定では、協会は、公園の運営管理の一環として開かれる催事の実施に当またって、指定管理者管理運営業務のでは、協会は、令和4年11月16日付で協会に対する本件公園とで大きないと定められている。手引では、協会は、令和4年11月16日付通協会に対する法体となって行う催事については、働会が主体となって行う催事については、働会が記した関地などの公園施設を占用する場合であっても、占用許可を要しないも、ところで、協会は、令和2年11月14日に事務担当者会議を実施した。ところで、協会は、令和2年11月14日に事務担当者会議を実施した。ところで、協会は、令和2年11月14日に事務担当者会議を実施した。ところで、協会は、令和2年11月14日に事務担当者会議を実施した。ところで、協会は、令和4年11月16日に東部がの上た。ところで、協会は、令和4年11月16日に東部がの上た。では、1月14日に事務地理について周知徹底した。また、令和4年11月16日に大治定管理業務履行確認時に、3日付で西部公園緑地事務所宛て公園と、2ーエ」の大きを改めて周知徹底した。に対する許可を与え、協会は、手引に従った。を指定管理者に対して「周知徹底した。と対して、指定管理者に対して、各指定管理者に対して、各指定管理者に対して、指定管理者に対して、方に対する許可を与え、協会は、手引に従った。とが認めら、協会は、第7年度に対して、第1号に対して、第1号に対して、第1号に対して、第1号に対して、第1号に対して、第1号に対して、第1号に対して、第1号に対して、第1号に対して、第1号に対した。「2ーエ」と、「第1号に対して、第1号に対して、第1号に対しが表し、第1号に対し対し、第1号に対し、第1号に対し、第1号に対し、第1号に対しが、第1号に対し		アイウエ	アイウエ	局は、協会が管理運営業務によって 取得した公有財産に係る取扱いについ	
アイウェアイウェ た。【2-ウ】	81	益財団法人 東京都公園 協会)	管理運営業 務の世界 に 関の事務を もの うべき もの	本協定では、て場も 月部上月公れ らものでととと日のののでは、では、では、のででは、るのででは、るのででは、るのででは、るのででは、るのででは、るのででは、るのででは、るのででは、のででは、	月24日付除会に 開24日付に 開42月2年 日4日付に 日4日付し 日4日付し 日4を 日4を 日4を 日4を 日7を 日4を 日7を 日7を 日7を 日7を 日7を 日7を 日7を 日7
		-			

昭和通り駐車場全面打診調査委託 令和4年10月6日に、応急措置と (日本橋駐車場外3場)の調査結果に して当該箇所を被覆する対応を行っ ついて、公社は、令和2年10月に、 た。 局に調査報告書を提出している。報告 また、令和4年11月下旬に当該箇 所の石綿含有調査を実施した結果、石 書の中で、東銀座駐車場のB階段踊り 綿含有は認められなかったため、令和 場部の漏水について、B階段踊り場部 の壁面の上部から漏水が集中し階段照 5年1月に梁型部の仕上げ材の膨れの 明が設置されている梁型部分からの漏 除去を実施した。【1-イ】 水が見受けられ、梁型部の仕上げ材は 道路管理部は、令和5年2月22日 開催の部課長会にて指摘内容を周知 漏水による膨れ・欠損が見られると報 告されている。また、既存梁型部の欠 し、注意喚起した。 損等により仕上げ材等が落下するおそ また、部は、令和5年1月27日に 指定管理者との情報連絡会で指摘内容 れのある部分を本調査委託時に撤去す を周知し、再発防止を図った。 【2-エ】 るよう依頼があったが、仕上げ材の石 綿含有の有無が不明確なため、既存の まま残置としてあると報告されてい (八重洲駐 車場ほか4 駐車場にお この報告について現場確認を行った ところ、監査日(令和4年9月14 ける大規模 建設局(公 日) 現在、梁型部の仕上げ材の漏水に 改修及び中 益財団法人 よる膨れが、幅2m・高さ0.5m程 規模修繕に 東京都道路 度の範囲において露出している状況が ついて) 整備保全公 認められた。当該箇所について、巡回 全面打診調 82 社) による経過観察及び立入防止措置を講 査結果の対 じているとするものの、石綿含有の可 応を適切に 行うべきも 能性があるにもかかわらず監査日現在 0 までの2年近くもの間、撤去や被覆等 の対応がされていない。 同時期に施工開設された駐車場にお いて石綿含有が確認された例もあり、 当該箇所の石綿含有の可能性が否定で きない状況であるから、漏水による膨 れが進行し落下する恐れのある露出部 について、被覆等の応急措置対応を行 うべきである。また、本全面打診調査 委託の調査結果を受け、速やかに石綿 含有調査を実施の上、適切な対処を行 い撤去するなど必要な対応をすべきで ある。 局は、こうした対応を公社に指示す べきであるにもかかわらず、監査日現 在まで、これを行っておらず、適切で ない。 局は、全面打診調査結果の対応を適 切に行われたい。 ゥ エ 1 ゥ エ 1

	1	Ī	т	
83	交通局(株 式会社東京 交通会館)	駐車料金の 追加支払等 精算を行う べきもの	交のが 会局理が でというででです。 を等局金会分部で管車。事数れ事図っ、る相で必改に を等所賃の額にる託でに令台、に41とのからののののののののののののののののののののののののののののののののののの	会社経験を 会社を 会社を 会社を のの、 には、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののででは、 ののででででででででででででででででででででででででででででででででででで
	ア イ ウ エ		適切に改定内容を確認し、算定上重要な要素である駐車可能台数の確認を改まれた。ボ宗期的に行われたい	
			定時のみならず定期的に行われたい。 会社は、社内の執務室等における通	① 管理本部は、受託事業者への指示
84	水道局(東京水道株式会社)	通事に指にと量うをも 信単つ示てもをえ行の 備製て書う、認支べ 2	会会によって、大きなのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでで支いが、ないででで、は、ないででで、は、ないででで、は、ないででで、は、ないででで、は、ないででで、は、ないででで、は、ないででで、は、ないででで、は、ないでは、ないで	① では、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の
	アイウエ	ア イ ウ エ	注者に求めるなどして、適切に数量を 確認の上、支払を行われたい。	

本レイアウトが添付され、仕器・機器の移交を廃棄の指示が記載されているが、仕器・機器の移設や廃棄を指揮教教量等は記載されているが、仕事を設定するでいる。また、会社は本契約の予定価格を設定する際に、本契約の予定活者から下見積書を徴取しているが、大の下見積書を被取しているが、大の下見積書をといているが、大の下見積書をといているが、大の下見積書を見ると、作業内保がある回収が必要な機器が含まれていることなどが確認が含まれている。と、応報しているが、大の下見積書を見ると、作業内保がある回収が必要を機器が含まれている。と、を要する機器が含まれていることなどが確認ができませンターの事務をはは全く対明記されていない。②会社は、お客さまセンターの事舎をはは全く社は、お客さまセンターの事舎をはは全社は、お客さまセンターの事舎をはは全社は、お客さまセンターの事舎を認定に全社は、お客でませンターにおける電話機移設・増設にかかる作業を託」の契約を締結している。本契約は、今回作業対象となる電話交換機、CTI系機器といかるを発表している。本契約は、今回作業対象となる電話交換機、CTI系機器とび導入するソフト等の随意契がに外言を発表との表記が、利用を対している。本契的は、今回作業対象となる電話交換機、CTI系機器とび導入する契約に特の随意となる。電話交換機、CTI系機器とび導入する契約を脅を確認し、再発防止策の効果を確認し、再発防止策の効果を確認し、再発防止策の効果を確認し、はり契約者とのを省略している。本契の対に相当等をを確認し、再発防止策の効果を確認し、より契約者とのような契約の作成を省略しておきた。そのは、大部に対しては、表記を対し、表記を検し、は、大部に対している。本型の対しては、表記を検し、表記を検し、は、大部に対している。本型の対しには、またの表記を検している。本型の対しては、表記を対し、表記を対している。表社では、作業の内容・条件等を仕様書で明確にしたとで、適切に契約手続を表記を対している。会社は、作業の内容・条件等を仕様書で明確にした上で、適切に契約手続を表記を対している。会社は、作業の内容・条件等を仕様書で明確にした上で、適切に契約手続を表記を対している。表記をは、表記を対している。表記をは、表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表

ア イ ウ エ ア イ ウ エ ない。 庁は、概算払を適正に行われたい。 庁は、東京都国際交流コンシェルジュ業務等の事業を実施するため、機構と委託契約を締結し、その経費の全額を概算払により一括して支出している。 機算算払はより一括して支出している。 機算算を支払う網は終いを要してであり、概算を支払う網は終いと要しました。 大部法務監察課が、合和5年2月21 名 一般算数によりであるも要は、一種権者に概算を支払う網は終いと要しました。 一般算算を対して配信するととが、減額をである。 とどめ、不測の損害を招くことを防止しなければならない。 庁は、新型ココナウイルス感染症の 成熟社大により変が生じたたをが、減額を適力に当ないて、減額を指う契約において、実約額を超えている につい変更には、契約金額の減額が生じたが、減額底面知に当ないて、減額を使う契約を選挙を対して、対域額を化すのであり、と、と、を、と、と、とを防止しなければならない。 大部では、大部では、大部では、大部では、大部では、大部では、大部では、大部では、	86	教育厅団技校 (公人支援機構)	算払を適正 に行うべき もの 2	概算の表表の表面を関する。 というには、	課内で、指摘事項や会計管理局通知の内容に対する。 中で、指摘事項や会計管理局通知のまた。 中で、おいま務監察課が属にた。 年で、おいま務監察課が属にない。 をはいまない。 日とされる所にはいます。 で、おいまでは、 一ないまでは、 一ないまでは、 一ないまでは、 一ないまでは、 一ないまでは、 一ないまでは、 一ないまでは、 一ないまでは、 一ないまでは、 一ないまでは、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一
ジュ業務等の事業を実施その経費の名 情報を振記するととと 精準部部課果経理担当内で改め 額を概算 払により 一括して支出している。 概算 払により 世十るものであり、機算をもって支出するものであり、概算で支払う損害を招くことを防止しなければならなで表出 資本ので表の情報を超えている。 で表して対ればならないで表別であるとので表別で表して対ればならないで表別を変更が生じた際に、契約額を超えている。 で表して対ればならないで、実施を超した。 とどめ、八はならないで、大は額をは、今後、概算 4 と協議で、一般ないで、大は1 と で表記事業の一つによりを認定を求めると要が生じた際は、契約額を超えていると協議の行き、と変を教育の政権を任う、支統を対して、大は1 を 大により 大きに		アイウエ			
<u> / / / / / / / / </u>	87	益財団法人東京学校支援機構)	(芝構額る 者りとし 感いと約 のに額う概の金や 算更要の 金幣 に 、どな庁染で協変当支、のの話別との表記してら額と、が関係概めけは拡中議更該払本範」払ちをにかまか金態にあるの方で、どなけは拡中議更該払本範」が表記しているではと間支を結一 の支額害いけるが金 様「るをて支のをとしていまが金 様」などなけばが、も支測な型よる、つ書いにのめ括約てを減わ〜概のを判はをで不ば新にす上行約つ務内定一契え還、行っないまり出てう損な口、要約。仕、す額れて額るめ分ず2払い、生実は、、ので、どなけは拡中議更該払本範」払ちをにかまか金態に、も支測な型よる、っ書いにのめ括約でではと間支をが、は、で限を 染部、伴 託託契り当約、は。末契構た る機大のではと間支 変に、 の約へま 契構た るをで表記が、 ののの金の、かにた契に、 ののの金の、かにた契に、 ののの金の、 ののの金の、 ののの金の、 ののの金の、 ののの金の、 ののの金の、 ののの金のの、 ののの金のの、 ののの金のの、 ののの金のの金の、 ののの金のの金のの、 ののの金の金のの金のの金のの金の金の金の金	行った指導部部課長会で周知するとと もに、指導部管理課経理担当内を を関連を図った5年2月 を関連を図った5年2月 の和5年2月信項 の和5年2月信項 の和5年2月信項 を図った5年2月信項 を図った5年2月信項 を図った5年2月に の加速でででででででででででででででででででででででででででででででででででで

88	益財団法人 東京学校支	契約変更に 係る手続を 適切に行う べきもの	契約を締結している。仕様書では、 ①施設保全に伴う小規模な修繕及で 常的に発生する小規模な修繕、②校地 内樹木等のカラス・スズメバチの営 巣除去・処分、③前記①及び②の執 管理、学校別業務執行状況等の管理 整を行こととして が、たいい を 構へ発注された工事の内容に は規定されていない工事が認められ	庁・学校経営支援センターの施設担当 者と機構により構成する施設業務移 プークを ではいて、 ではいて、 ではいて、 ではいた仕様書の ではいた では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
	1	2	庁は、契約変更に係る手続を適切に	
	アイウエ	アイウェ	行われたい。	

【意見・要望事項】

	1 4AB							
		付象局	•	重	項			
番号	(団体	•	·			監査結果の要約	講じた措置の概要
		4	昔置	区分				
89	(タ 身 ら	「 整式ニンタ 備会ュ開一 一 ウ	社 一発)			計で	の長期的資金需要を把握している。この長期修繕計画の運用ルールは、工事施工状況及び次年度工事実施計画に近までは、これでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	【1-エ】 また、会社は、令和5年2月14日 に、会社の全体会議において、この度 の指摘内容を使用して、注意喚起を 行った。 さらに、令和5年2月14日に、収 支計画を作成する総務部門と長期修繕 計画を所管する施設部門との間で定期
	r	1 ワ	4	ア イ	ワ	エ		
			0			\circ		

90	建設局(公益財団法人東京都公園協会)	委託金額の 支払要件の 整理につい て	ラルコンサートに係る出演委託契約 で音響委託復とのいるとした。 をとと契約にした様をして、場合しし様との で表に関する。 会とと契約に、場合しし様とした。 会とに契約ををしていい。 をはいるのとは、 をはいるのとない。 をはいるのででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででいる。 のでい。 のでい。 のでい。 のでい。 のでいる。 のでいる。 のでい。 のでいる。 のでい。 のでい。 のでい。 のでい。	協会は、感染症等の不測の事態に伴う事業の中止により、契約の履行ができなくなった際の支払要件について仕様書に追記し、令和5年1月16日から運用を開始した。【1-エ】協会は、令和5年3月27日付通知文及び同日開催の公園事業部部課長会において今回の意見内容及び新たな仕様書の運用の徹底について周知した。【2-エ】
91	T D エ ©	マ ウ エ イ ウ 工 (円場車る修模いが大に重は場大及修て実規つ地域に規び繕)施模いを表した。 上 (本) 上	の進捗割合、終することを を支払が を支払が を支払が を支払が を支払が をしたとした を支払が をしたとした を支払が をしたとした をしたとした をしたとした をしたとした をした。 は、事なので をした。 は、事ないまなので を必ずとので を必ずとので を必ずとので を必ずとので を必ずとので を必ずとのの ののよいにのの ののののの ののののので を必ずとののののので を対してのののので を対した。 がいれたののののので がは、 のののののののので がは、 ののののののので がは、 のののののので がは、 のののののののので がは、 のののののので がは、 がは、 がは、 がは、 がいるので がいる。 がいる。 がいるので がいるので がいる。 がいるに がいるので がいる。 がいるので がにした。 がいるので がにした。 がいるので がにした。 がいるので がにした。 がいるので がにした。 がいるので がいるので がいる。 がいるに がいるに がいる。 にした。	道路管理部は、令和5年2月17日付で、駐車場施設に対する技術的な視点での意見・協力ができる組織体制を構築し、具体的な役割を明確にした体制表及び連絡フローを作成した。 【2-ウ】 また、令和5年2月22日開催の部課長会にて、部内関係者へ意見内容及び今後の組織体制について周知徹底し
	1 アイウエ	- 2 アイウエ ◎ ○	修に当たっては、計画的に効率的か望ましいが、そのためには、現在実施中の大規模改修において、実施設計や施工に係る打合せ等を活用して的確な対応を行うことはもとより、その情報・経験を蓄積・継承する体制を構築することにより、将来の大規模改修への映を確実なものとすることが望まれる。	

	92	益財団法人	(車駐け改規つ利点たい(上) では場場では関連を表で(上) では、(上) では、<	大にが表付が のとことでないたととにる 大にが表付が のとるいれたで及いないないでののののとのというで共がて をたれび者られたいあび等により、 のとこの出ののとる地がます。 で、で、変が行状1イ合るの。置て成性要、い対 をでな下がよりににさ表 をのようなにめがで及脇おれ示で、渡のを示かを で、渡のを示かることが、のの制制では、のととので表すでは、 で、変が行状1イ合るの。置て成性要、い対 をい対でないたを をお設し明さるとが、のの制制では、 のととので表するというが検講 で、渡のを示かを で、渡のを示かを で、渡のを示かを で、渡のを示かを で、渡のを示かを で、渡のを示かを で、渡のを示かを で、変し利行が検講 で、変し利行が検講 で、の利表用計・ をいるにいるでとと で、渡のを示かを で、変し、の利表用計・ をいるにとが、 で、変し、の利表用計・ をいるにとが、 で、変し、の利表にといる。 のでで、 で、変のを示かを ので、 で、変のを示かを ので、 で、変のを示かを ので、 で、変のを示かを ので、 で、変のを示かを ので、 で、変のを示かを ので、 で、変のを示かを ので、 で、変のを示かを ので、 で、変のを示かを ので、 で、変のを示かを ので、 で、変のを示かを ので、 で、変のを示かを ので、 で、変のを示かを ので、 で、変のを示かを ので、 で、変のを示かを ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、	便性向上のため、天井から吊るされた 階段等の施設案内表示などにトイ】 道路管理部は、令和5年2月22日 開催の部課長会にて今回の意見を周し、注意喚起した。 また、部とした。 また、理者との情報連絡会で設点検 見を周し、指定管理者の施設に おいて、利用者視点を重視した確認を
--	----	-------	---	--	---

[令和3年・令和4年行政監査]

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置	区分		
93	福祉保健局 7 / ウ エ	(物委つ契内費を適科約べアー収託い約訳税明正目・き般集契で単及の記なで支も廃運約)価び扱し支契出の棄搬にの消い、出すエロールの	あり す機出すをで内お 分円つて処科れ全払 切切価らなをが にの約 高一収一る代科る加あ訳く単手(いの分目収額っ局ににの、く加で局つ扱・ 方に委収予手ぞ、こ書のる収又料況約にのは上と手まる確料、な たるがしてもな契費が分込手払で料務数じる処いてが手わてい一、明さ に変収予手ぞ、こ書のる収又料況約にのは上と手まる確料、な を収て託消く単記 回集と認をしし量費めに消でれた野を出 がはす を収て託消く単記 円た契ろ代、そ単し を加えいがはす をがしたがはがしな、でを出るがはがなのす を加えいがはす をがしたがはないがはず をがしたがしたがはないがはす をがしたががなのす のえいがはす をがしたががなのす のえいがはないがはないがはないのかにながにないがはないがはないがにないがにないがはないがにないがはないがはないがにないがはないがはないがはないがにないがはないがにないがはないがにないがにないがにないがにないがにないがにないがにないがにないがはないがにないがにないがにないがにないがにないがにないがにないがにないがにないがに	原本 1 月 3 1 部 3 1 目 3 1 音
		0 0		

録は残されていないことから、契約ごとに予定単価が異なったまま契約手続を行った理由は明らかでない。 局は、一般廃棄物収集運搬委託契約について、積算に関する資料や記録を残した上で、予定単価を適切に積算されたい。

95	福祉保健局 ア イ ウ エ	(物委つ収合と契す)アエの一収託い集っな約べ2プ廃運約)に支よ見も2プ産搬に見払う直の	相当のでは、記のでは、記のでは、記のでは、記のでは、記のでは、記のでは、記のでは、記	感染症対策部は、令和5年1月31 日付通知文により、監査指摘事項を部収集運搬委託契約により、監査に選択を実施では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中
		(宿泊療養	 	感染症対策部は、令和5年1月31
96	福祉保健局 1	施設軍営に 運営に 関係の事務の の事務の の事務の ででである。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	東京東日本橋)の運営に係る資金前渡の事務処理について見たところ、令和4年2月分として受けた前渡金によって発注した物品について、同月中に支出し精算しておらず、翌3月分の前渡金で支出し精算しており適正でない。局は、前渡金の精算を適正に行われたい。	窓来近対 京都は、 取相は 下 1 月 3 1 日付通知文により、監査指摘事項を部内周知し、資金前渡によったがり支出・ 特算しないよう再発防止の徹底を図った。 【 2 ー エ】 また、新型コロナウイルス感染症の軽症者に係る宿泊療養対応業務マニュアルを改訂し、資金前渡の支出・ 特算に当たっての注意事項を追加した。 【 2 ー ウ】
	アイウエ	ア イ ウ エ		

									<u> </u>
9'	7		止保健/ 1 イ <mark>ウ</mark>		施係入ののに送な出の一般を等資事で料料す	物の金務いを目べて	営品た前処て適できり、ウ	こ講め度理 正支も エ	宿泊療養施設(ファーイーストビレッジホテル東京有明)では、購入した段ボールの送料1万4,476円を一般需要費で支出している。しかし、「予算説明中の節の経費内容説明」によれば、運搬料は役務費とすべきであり支出科目が適正でない。局は、送料を適正な科目で支出されたい。 「2ーエ」また、新型コロナウイルス感染症の軽症者に係る宿泊療養対応業務マニュアルを改訂し、支出科目に係る注意事項を追加した。【2ーウ】
							\bigcirc	\bigcirc	
90	8		上保健/ 1		施係入ののに各サ利でたの切き記る等資事で種一用付け利にも	物の金務い割ビに加イ用行の	営品た前処て引ス伴さンをう	養こ講め度理 のっれト適べ	各宿泊療養施設は、資金前渡による物品購入に当たり、通信販売を利用していることに伴い、ポイントが付加加された割引サービスを利用している。割引サービスの利用に当たっては、「資金前渡の支払における各種割引サービスの利用について(通知)」による各種割引サービスの利用について(通知)」による各種割引サービス利用基準に基づいて行うことができ、各種割引サービスの利用の趣旨は、次回に資金前渡で支払う必要が生じた場合に、割引を受利に支払う必要が生じた場合に、割引を受利に支払う必要が生じた場合に、割引を受利に支払う必要が生じた場合に、割引を受利に支払う必要が生じた場合に、割引を受利に支払う必定を有利に支出しようというものである。 一ビスの利用の趣旨は、次のに資金前渡で利用ないされたポイントを積極的に対して公金を有利に支出しようというものであるにたポイントは購入代金の割出サービスの利用の趣旨に基づけば、ポイントが残留しているときは、ポイントが残留しているときは、ポイントが残留しているときは、ポイントが残留しており適切でない。事故発生予防の観点からも、局は、各種割引サービスの利用に伴って付加されたポイントの利用を適切に行われたが、
		ア	イウ	エ	ア	イ	ウ	Н	たい。
				0				\bigcirc	

99	福祉保健局	宿設業お人護要定も 泊運務い情になめの 養支託、のし置べ 施援に個保必をき	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	づく記載事項を記した特記仕様書を添付した。【1-エ】 感染症対策部は、令和5年1月31日付通知文により、監査指摘事項を部内周知し、個人情報を扱う業務委託等では、個人情報保護条例に基づく特記仕様書を添付するなど、個人情報の保護に関し必要な措置を仕様書に定めるよう再発防止の徹底を図った。
	ファイウエ の の の	2 アイウエ		
100	福祉保健局	機密性Aの 情報を当かり が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	局は、原子ののは、 一方のクラーでである。 一方のクラーでである。 一方のクラーでである。 一方のクラーでである。 一方ののでは、 一方ののでは、 一方ののでは、 一方ののでは、 一方ののでは、 一方のででと、 一方のでは、	261号「東京都サイバーセキュリティ対策基準に基づく許可について(通知)」によりCISOの許可を得た。【1-エ】 感染症対策部は、令和5年1月31日付通知文により、監査指摘事項を部内周知し、職員等が外部サービスに機密性A又はBの情報を取り扱う場合は、CISOの許可を得るよう指示することで、再発防止の徹底を図った。
	T / ウ エ	- 2 ア イ ウ エ - 0	当たり外部サービスの利用を適正に行われたい。	

		ī	
産業労働局 101 101	(支係託受指に管関書さをうア協給るに託導つ理す等せ適べ 力事業務けへ管て況報提管にも マーク で で で で 	短事等支務審委 対必で こま、 所な扱のさ、さ委 さ託 を	短事書成に用 管、と書る】 にいて、でび囲をとまを給付と一たさに事り を感、した2月チをとッ許方託。 はにつ一令で提事のア、契をする第二を を感、し年当類管チスセにし業対和5結構シにシを を感、し年当類管チスセにし業対和5結構の に、いて、でび囲をとまを給付と一たので を感、し年当類管チスセにし業対和5結係につ一令で提事のア、契をする を感、し年当類管チスセにし業対和5結係止し を感、し年当類管チスセにし業対和を を感、し年当類管チスセにし業対和を を感、し年当類管チスセにし業対和を をので、契をする当と をので、契をする当と をので、関る年果るを のので、契をた行事通と のので、 ののでで、 のので
産業労働局 102	(支係託受指に個機を業託で申等う者し適べ協給るに託導つ人密取務に、請手よを、正き力事業お者・い情情りのつ事・続う指管にも全業務けへ管で報報扱再い前承を受導理行の第に委るの理)・等う委 に諾行託 をう	短いり 一大学 を いい で い	短事業類とは、 にないて、 でび手とという。 には、 にいいに、 でび手をという。 にいいに、 でが手が、 にいいに、 でが手が、 にいいに、 にいいに、 にいいに、 にいいに、 にいいに、 にいいに、 にいいに、 にいいに、 にいいに、 にの一令では、 といいで、 でが手がある。 といいで、 でが手がある。 といいで、 には、 にいいで、 でが手がある。 といいで、 でが手がある。 といいで、 にいいでが、 にいいで、 にいいでが、 にいいでが、 にいいでが、 にいいでが、 にいいでが、 にいいでが、 にいいでが、 にいいでが、 にいいでが、 にいいでが、 にいいでが、 にいいでが、 にいいでが、 にいいで、 にいいでが、 にいいでが、 にいいでが、 にいいでが、 にいいでが、 にいいでが、 にいいでが、 にいいでいで、 にいいで、 にいいで、 にいいで、 にいいで、 にいいで、 にいいで、 にいいで、 にいいで、 にいいで、 にいいで、 にいいでいでいで、 にいいでいでいでいでいでいでいでいでいでいでいでいでいでいでいでいでいでいでい
アイウコ	- ア イ ウ エ - ○ ○ ○		

103	産業労働局 T イ ウ エ	機 情 接 物 を と い 部 の 正 き も く イ マ マ マ ス の で で り ス の で る で う く く く く く く く く く く く く く く く く く く	同行うに、 一次の 一次の 一次の 一次と 一次と 一次と 一次と 一次と 一次と 一次と 一次と	短いいいでは、 一部では、 一のでは、
104	産業労働局 (公人 東 会 会 会 会 会 大 中 会 会 大 中 会 会 大 中 会 会 大 り へ く 大 り く く く く く く く く く く く く く く く く く	Manual Annual Annua	本語のでは、 本語のののでは、 本語のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	公社は、令和5年2月16日付通知 文により社内に当該指摘事項を踏まえ た適正な経理事務の遂行について周知した。 また、局は、令和5年2月15日付 通知文経理事務の遂行について周知した。 さらに、令和5年2月10日付通加 さらに、令和5年2月10日付通が さらより局内に当該指摘事例及び (2-エ)

令和 5 年 度 登 録 第 2 号

令和5年 監査結果に基づき知事等が講じた措置(第1回) 令和5年6月発行

編集·発行 東京都監查事務局総務課

新宿区西新宿二丁目8番1号

電 話 03 (5321) 1111 (代表)

都庁内線 55-531

03 (5320) 7017 (直通)

URL https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/

印 刷 株式会社 三州社

電 話 03 (3433) 1481

この冊子は石油系溶剤を含まないインクを使用しています。

